

**東京の資源循環及び廃棄物処理に係る
施策の方向性について
(答申)**

**2026（令和8）年1月
東京都廃棄物審議会**

目次

本編

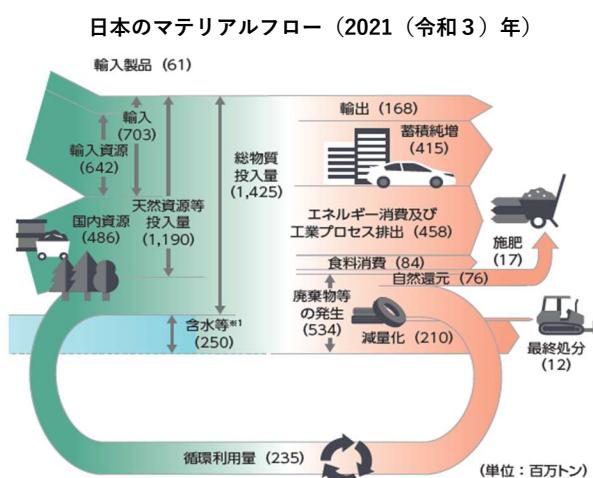
第1章 資源循環・廃棄物処理を取り巻く状況	1
1 我が国の資源利用と環境制約等	1
2 持続可能な資源利用に関する国内外の主な動向	2
【コラム】 サーキュラー・エコノミーについて	4
3 東京の資源循環・廃棄物処理を巡る諸課題	4
4 廃棄物処理業界を取り巻く状況	7
5 自然災害への備え	8
第2章 計画の基本的考え方	9
1 計画の基本的な考え方と目指すべき方向性	9
2 計画推進に向けた施策体系の全体像	10
第3章 指標と計画目標	12
1 指標の設定	12
2 計画目標の設定	13
第4章 主要施策の方向性	15
計画の柱① 資源ロス削減と循環利用の強化・徹底	15
施策領域1 重点対策分野における包括的な資源循環施策の展開	15
施策領域2 2R（リデュース、リユース）を基調としたライフスタイルへの転換	20
施策領域3 廃棄物の循環利用の更なる促進	22
計画の柱② 持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革の加速	25
施策領域4 資源循環の機運醸成と時代に対応した新たな仕組みづくり	25
施策領域5 多様な主体との連携・協働の促進	26
施策領域6 持続可能な資源利用の主流化	28
計画の柱③ 社会課題に対応した強靭で安定的な廃棄物処理システムの確保	30
施策領域7 社会構造の変化に対応した廃棄物処理システムの更なる充実・強化	30
施策領域8 資源循環・廃棄物処理の基盤を成す適正処理の確実な遂行	31
施策領域9 災害廃棄物対策の一層の推進	33
施策領域10 廃棄物処理システムの脱炭素化とシナジー施策の展開	34
第5章 計画の着実な推進に向けて	37
卷末資料 プラスチック対策強化の方向性	
1 プラスチック資源循環を巡る状況	40
2 施策の強化の方向性	41
【コラム】 家庭ごみの有料化に合わせた容器包装プラスチック資源化の事例 -小平市-	43
3 今後の施策展開に向けて	51
参考資料	
1 東京の廃棄物処理の概況	53
2 都内廃棄物の将来推計	58
3 東京のマテリアルフロー	63
4 当計画で設定する指標の現況等	65
5 計画策定の根拠	67

1 1 我が国の資源利用と環境制約等

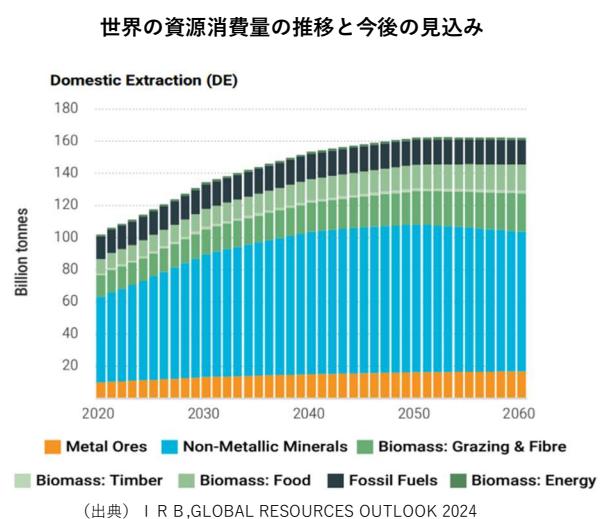
(1) 資源利用

我が国の資源利用の状況を見ると、2021（令和3）年時点で年間約14.3億トンの資源等を利用しておる、その約半数を輸入に依存している。また、一度使用した資源の再利用（循環利用）量は約2.4億トンであるが、これは年間に投入される資源等の約16%にとどまっており、世界的な資源利用の動向に大きな影響を受ける可能性がある。

一方で、世界全体の資源消費量は増加を続けており、UNEP（国連環境計画）の推計では、今後も生産や消費パターン、関連政策等が同様に推移すると仮定した場合、2060（令和42）年における世界の資源消費量は2020（令和2）年と比較して1.6倍以上になると推計されている。



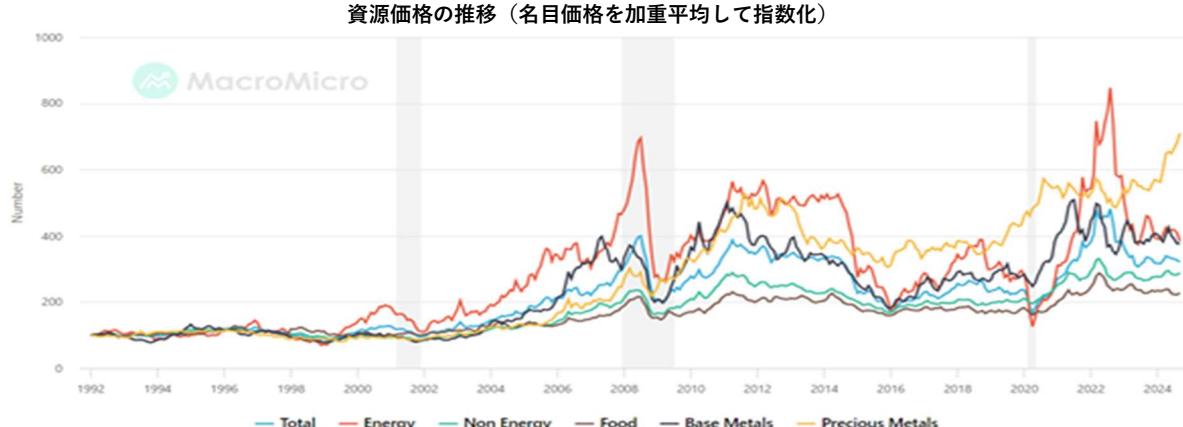
11 (出典) 令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書



(2) 資源制約

原油や金属、穀物等の各種資源は、産出・生産国の政情不安や輸出制限、需要増大、自然災害など、様々な要因による価格の不安定化リスクを抱えており、各資源価格も全体的に上昇傾向にある。

また、近年、国際情勢等を背景に経済安全保障の観点でも重要鉱物をはじめとする物資の安定供給確保が叫ばれており、その一翼を担う資源の国内循環の促進は重要性を増している。



(出典) I M F Primary Commodity Price - MacroMicro

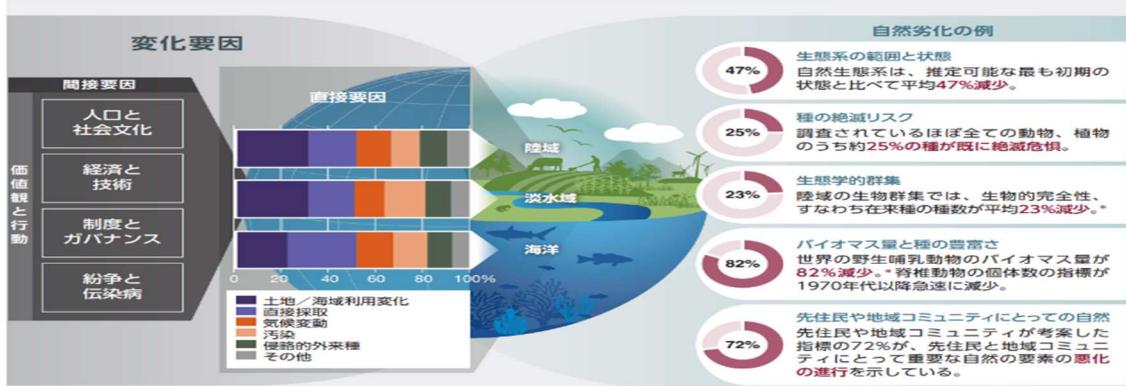
1 (3) 環境制約

2 自然資本は人類の生存と良質な生活に不可欠な存在であるが、気候危機や生物多様性の損失、
 3 資源産出・生産に伴う環境影響などにより、その安定性は大きな危機に直面している。

4 2024（令和6）年の世界平均気温は産業革命以前と比較して初めて1.5°Cを超える上昇となっ
 5 たほか、調査で確認されている全動物、植物のうち約25%の種が既に絶滅危惧の状況となるな
 6 ど、地球規模の環境負荷が著しく増加している。

7 これらには大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムが深く関係しており、カーボン
 8 ニュートラルやネイチャーポジティブの実現に向けても、資源循環の取組の重要性は増してい
 9 る。

生物多様性損失に係る各変化要因による自然劣化の例



10 (出典) IPBES (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム) 「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」

11 12 2 持続可能な資源利用に関する国内外の主な動向

13 (1) サーキュラー・エコノミー移行に向けた国際的な動き

14 近年、EUが様々な製品分野で再生材活用に係る戦略・規制を発表し、国際市場ルールの形
 15 成を主導するなど、サーキュラー・エコノミー移行に向けた国際的な動きが急速に拡大してい
 16 る。

17 また、プラスチックを中心に、グローバル企業による再生材活用に係る自主的なコミットメ
 18 ントの動きも活性化しており、今後、各企業の先導的な資源循環の取組を通じ、再生材の大幅
 19 な需要拡大も見込まれている。

20 (2) サーキュラー・エコノミー移行に向けた国内動向

21 国は2024（令和6）年8月、循環型社会形成推進基本計画を6年ぶりに改定した。同計画で
 22 は、サーキュラー・エコノミーへの移行を、循環型社会の形成はもとより、気候変動対策や生
 23 物多様性の保全、産業競争力の強化、経済安全保障、ウェルビーイング／質の高い生活の実現
 24 等の諸課題への対処に貢献するドライビングフォースとして、国家戦略に位置付けている。

25 あわせて、国は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資
 26 源化事業等高度化法」という。）の制定や、再生材の利用や環境配慮設計の促進等に向けた資
 27 源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）の改正、太陽光パ
 28 ネルのリサイクルに係る法制化検討など、資源循環の促進に関する関係法整備を進めるととも

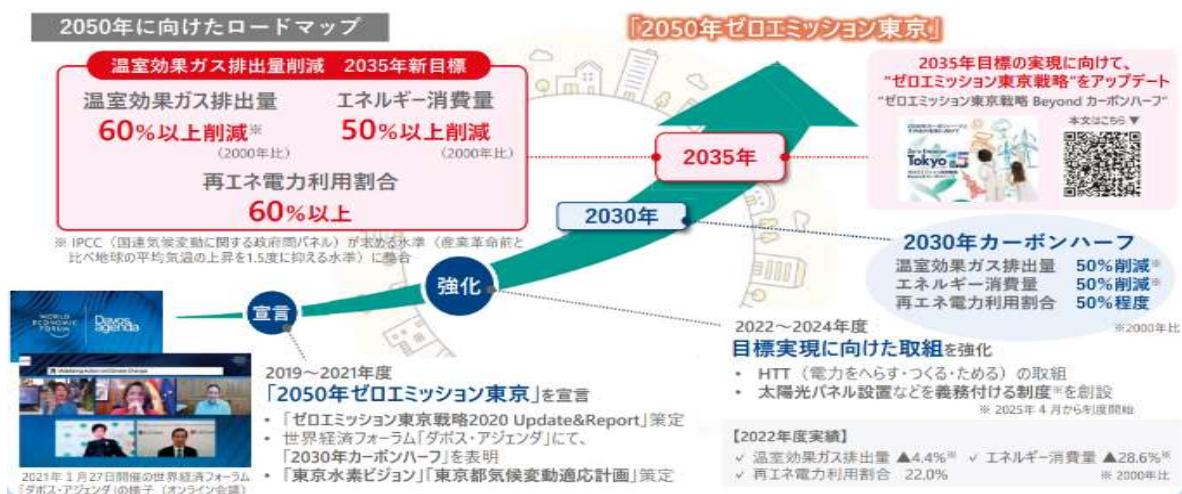
1 に、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」を取りまとめるなど、
2 推進体制の確保に向けた取組を加速している。

3 (3) カーボンニュートラルに向けた動き

4 国は2025（令和7）年2月、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）をはじめとする国
5 際的な動向等を踏まえ、新たに中長期的な温室効果ガス削減目標を盛り込んだ地球温暖化対策
6 計画を公表した。

7 都も同年3月に公表した新たな長期戦略である「2050東京戦略」において、2035（令和17）
8 年の新たな温室効果ガス削減目標を設定したところであり、カーボンニュートラルに向けた国
9 内外の動きと歩調をあわせつつ、廃棄物部門においても脱炭素化を強力に推進していくことが
10 求められている。

11 東京都の新たな温室効果ガス削減目標



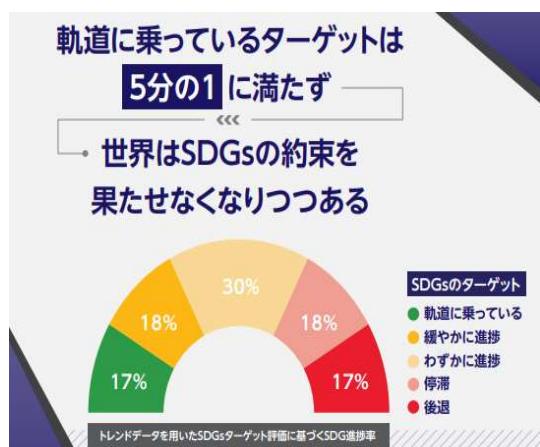
12 (出典) 2050東京戦略

13 (4) SDGsの進捗状況等

14 SDGsの各目標・ターゲットは、地球規模の課
15 題に対し、経済・社会・環境の三側面から統合的に
16 取り組み、持続可能な社会の実現を目指すもので
17 あり、資源循環・廃棄物処理もゴール12「つくる
18 責任 つかう責任」やゴール13「気候変動に具体的
19 的な対策を」など、多くの項目に関係している。

20 国連の報告書では、SDGsの各ターゲットの
21 うち、軌道に乗っているものは一部にとどまる
22 警鐘を鳴らしており、都としても、世界への貢献も
23 視野に資源循環・廃棄物処理施策の更なる底上げ
24 が必要である。

持続可能な開発目標（SDGs）の進捗状況



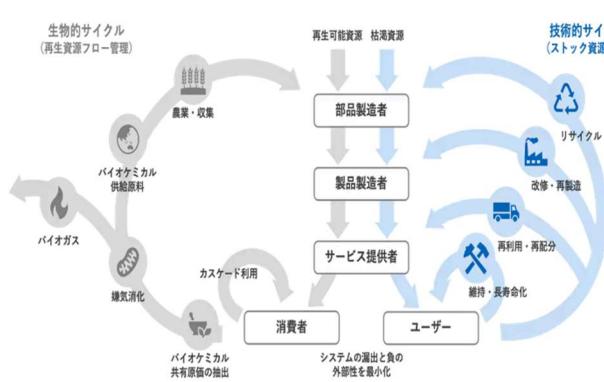
25 (出典) 国連広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）報告

【コラム】 サーキュラー・エコノミーについて

1 サーキュラー・エコノミー（循環経済）は、一方通行の経済活動による大量生産・大量消費・大量廃
2 棄型のリニアエコノミーからの移行に向け、従来の下流中心の3Rの取組を発展させ、上下流が一体と
3 なり¹、産業政策としても位置付け、資源循環の取組を進めるものである。

4 具体的には、製品やサービスの生産段階からリサイクルや再利用を前提に設計するとともに、新たな
5 資源の使用や消費を最小限に抑え、既存の資源の価値を最大化する経済システムを指す。

6 現在、ISO（国際標準化機関）において循環経済に関する規格の開発が進められており、今後これ
7 らが国際規格として採用されることで、各国における循環経済移行に関するガイドラインや評価方法の
8 抱り所としての役割が期待されている。

バタフライ・ダイアグラム²（エレン・マッカーサー財団）

9 (出典) C P s (サーキュラーパートナーズ) ホームページ

循環経済に関する開発中の規格（ISO 59000シリーズ）

規格番号	規格名称	発行時期
ISO 59004	用語定義、原則、実施の手引き	2024.5
ISO 59010	ビジネスモデルとバリューネットワークの移行に関する指針	2024.5
ISO 59020	サーキュラリティの測定と評価	2024.5
ISO/TR 59031	パフォーマンスがベースとなるアプローチの事例	開発中
ISO/TR 59032	サーキュラーエコノミー導入・実装に関する既存のビジネスモデルの事例	2024.5
ISO 59040	製品のCEの側面に関する情報を報告し情報交換するための方法論とフォーマット	2025.2
ISO 59014	二次材料回収（回復）のサステナビリティとトレーサビリティに関する要求事項	2024.10

10 (出典) ISO/TC 323 サーキュラーエコノミー活動紹介
(ISO/TC 323 日本国内委員会事務局) より東京都環境局作成

11 *1 製品やサービスの提供において、主に資源採取から原料・製品の生産、流通、使用・消費までの流れを「上流」といい、廃棄・リサイクルの過程を「下流」という。サーキュラー・エコノミーでは、上流と下流の連携を深め、ライフサイクル全体で資源の循環を目指す。

12 *2 生物的サイクルと技術的サイクルが組み合わさり、限りある資源を循環させる仕組みを表す。サーキュラー・エコノミーは、再生可能資源（自然界において分解・再生が可能な資源）と枯渇資源（自然界ではすぐに分解できない資源）がそれぞれ循環する仕組みを構築することを目指している。

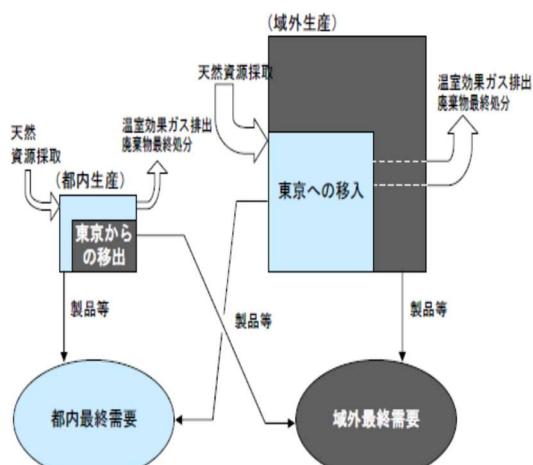
3 東京の資源循環・廃棄物処理を巡る諸課題

(1) 東京の資源利用

13 東京は他の道府県と比較して第三次産業の割合が高い一方で、第一次産業や第二次産業の割
14 合が少なく、また、都内で消費・利用される資源の
15 多くは都外で採取・生産されるなど、東京の社会経
16 済活動は他地域からの移入資源に依存している。

17 こうしたことから、東京における資源循環の取
18 組は、域内はもとより、域外での資源利用に伴う廃
19 棄物や温室効果ガス等による環境負荷の低減にも
20 貢献し得るという特徴を持っており、多くの資源
21 を消費する資源の大消費地、東京の責務として、サ
22 プライチェーン全体を視野に入れ、持続可能な資
23 源利用への転換を強力に進めていく必要がある。

「東京の最終需要」のイメージ



18 (出典) "The Carbon Emissions generated in all that we consume"
- The Carbon Trust, 2006 を参考に東京都環境局作成

(2) 東京の人口動向

最新の人口統計では、全国の10%以上を占める東京の総人口は2030（令和12）年にピークとなり、地域別で見ると、区部が2035（令和17）年に、多摩・島しょ地域が2025（令和7）年にそれぞれピークを迎える見込みとなっている。また、人口構成については、今後、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、老齢人口の増加が見込まれている。

今後の施策展開に当たっては、こうした人口動向を踏まえつつ、人口減少や高齢化、労働の担い手不足などの諸課題に対応した効率的で効果的な廃棄物処理システムの確保を図っていく必要がある。

東京都地域別総人口の推移



年齢階級別人口の推移



（出典）東京都政策企画局「「未来の東京」戦略 附属資料 東京の将来人口」（2024.8改訂）

(3) 東京の都市活動・産業動向

東京には人口に加え、多くの企業や資金等が集積しているほか、外資系企業や外国人旅行者が多いなどの特色がある。また、世界との比較でも、都内総生産はオランダの国内総生産に匹敵する世界第18位に相当（2021（令和3）年度）し、東京圏は世界最大の巨大都市圏人口を誇るなど、世界有数のメガシティといえる。これらを踏まえると、東京が効果的な取組を展開していくことは、日本全体、ひいては世界の資源循環・廃棄物処理施策を牽引する大きな可能性を有している。

東京の各種社会経済指標

項目	数値等	全国値	全国に占める都割合
都内/国内総生産（名目）	113兆6,859億円（2021年度）	550兆5,304億円（2021年度）	20.7 %
銀行（国内銀行）貸付金残高	264兆6,350億円（2024年3月末）	596兆64億円（2024年3月末）	44.4 %
外資系企業数	2,374社（2023年）	3,152社（2023年）	75.3 %
訪都/訪日外国人旅行者数	1,954万人（2023年）	2,507万人（2023年）	77.9 %
事業所数（民営）	62万8,239所（2021年）	515万6,063所（2021年）	12.2 %
従業者数	959万2,059人（2021年）	5,794万9,915人（2021人）	16.6 %
企業数（個人経営+会社企業）	42万4,079企業（2021年）	339万9,888企業（2021年）	12.5 %
小売業事業所数	8万7,895所（2021年）	88万31所（2021年）	10.0 %
小売業年間商品販売額	20兆549億円（2021年）	138兆1,804億円（2021年）	14.5 %

（出典）東京の産業と雇用就業 2024（東京都産業労働局）

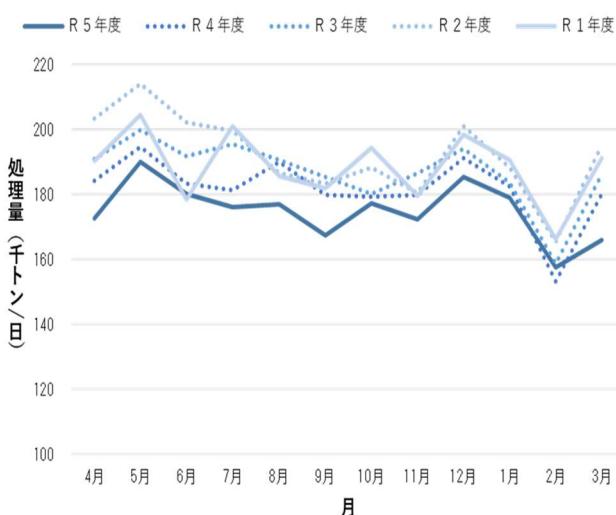
(4) コロナ禍を経た廃棄物を巡る動向

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下「コロナ」という。）への対処を通じ、都内の廃棄物発生量にも大きな影響が生じた。収集ごみ（主に家庭ごみ）は、拡大初期である2020（令和2）年にはいわゆる「巣ごもり」の影響等で増加がみられたが、2021（令和3）年以降は減少しており、2023（令和5）年5月の5類感染症への移行後も引き続き減少傾向にある。

持込ごみ（主に事業系ごみ）は、事業活動が抑制された2020（令和2）年前半に大幅に減少し、5類感染症への移行後も、テレワークの普及やデジタル化の進展等もありコロナ前よりも減少している。

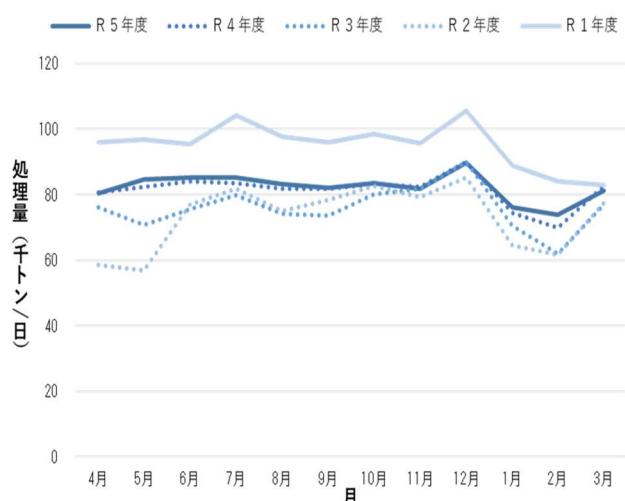
これらを踏まえた一般廃棄物合計でも、発生量は減少傾向が継続している。

都内可燃収集ごみ処理量の変化



（出典）東京都区市町村清掃事業年報より東京都環境局作成

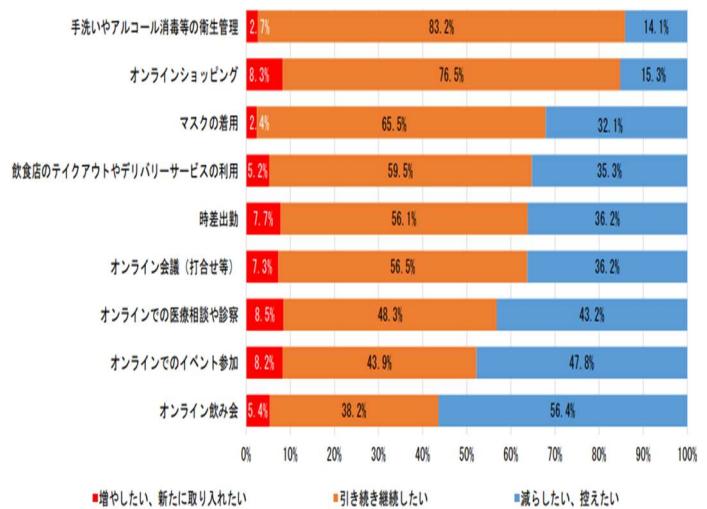
都内可燃持込ごみ処理量の変化



また、コロナへの対処を通じて、社会様式や人々の消費生活行動、意識のあり方など、様々な領域においても大きな変化が生じた。

5類感染症への移行から3年弱が経過し、社会は徐々にコロナ前の状態に戻りつつあるものの、今後の施策展開に当たっては、コロナ禍を経て定着した行動や価値観の変容なども踏まえつつ、効果的な対策を講じていく必要がある。

5類感染症への移行後における行動変容の継続希望



（出典）第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（内閣府 2023.5）

1 4 廃棄物処理業界を取り巻く状況

2 (1) 安定的な処理体制の確保・動脈分野との連携

3 廃棄物処理業において、労働災害の発生頻度が低減傾向を示すなど、改善が見られるものの、
 4 仕事がきつく、昨今の厳しい暑さに伴う熱中症リスク増大の中にあっても収集作業が止められ
 5 ないなど、業務の特殊性等もあり、担い手不足は深刻な状況にある。また近年、社会問題化し
 6 ているリチウムイオン電池の発火事故も安定的な廃棄物処理システムの確保を妨げている。

7 廃棄物処理業は廃棄物の適正処理に加え、資源循環の取組の根幹を成す重要な役割を担って
 8 おり、今後は廃棄物処理業界の労働環境改善も含め、強靭で安定的な処理体制の確保を進める
 9 とともに、サプライチェーン全体での資源循環の促進に向けて、製造業をはじめとする動脈分
 10 野との連携も図りながら、質と量を確保した再生資源の供給を拡大する取組を進めていくこと
 11 が必要である。

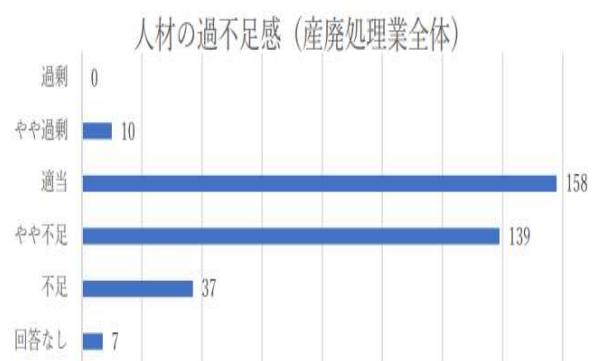
12 各業種における度数率（労働災害の発生頻度）の推移



(出典) 産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況（令和6年）

(公益社団法人全国産業資源循環連合会)

廃棄物処理業における人材確保等の状況



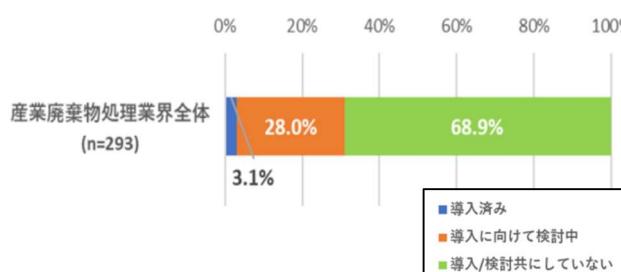
(出典) 令和2年度産業廃棄物処理業における多様な人材の確保に

関する調査結果概要（環境省）

15 (2) 廃棄物処理業界を取り巻く状況（DX）

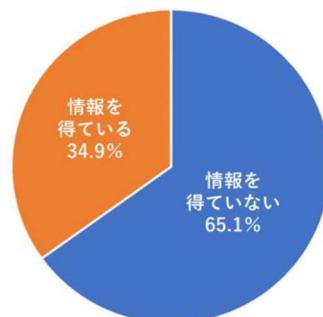
16 廃棄物処理業界は収集運搬業、処分業ともに労働集約型の事業運営が多い状況にある。業界
 17 のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）はセキュラリ・エコノミーや
 18 処理の高度化・強靭化に寄与するとともに、担い手不足や働き方改革への対応にも貢献するも
 19 のであり、動脈分野と連携して取組を推進していく必要がある。

20 处理施設へのIoT・AI技術導入



27 28 (出典) 「産業廃棄物処理業者におけるDX推進実態に関する調査」(2021.10、廃棄物処理・リサイクルIoT導入促進協議会等)

21 動脈連携に係る情報共有の状況

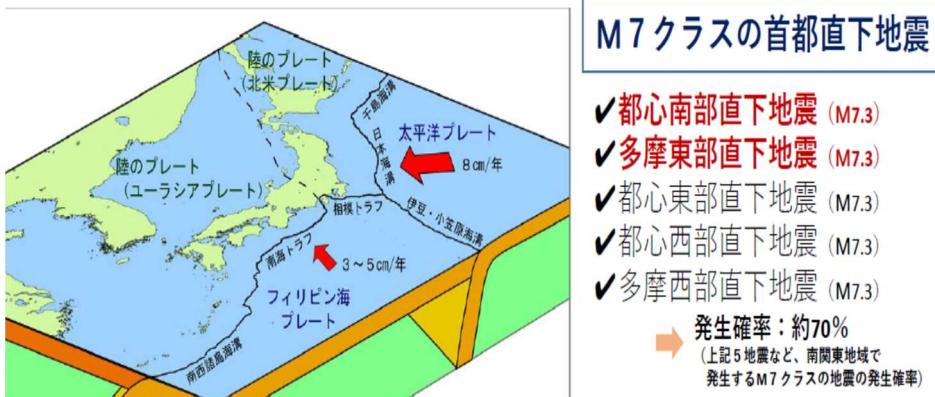


5 自然災害への備え

近年、気候変動等に起因する豪雨や台風が頻発し、首都圏にも風水害を引き起こしているほか、マグニチュード7クラスの首都直下地震が今後30年以内に70%の確率で発生することも想定されている。2024（令和6）年8月には、政府により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発報されたことも記憶に新しい（同年8月8日発表、同15日解除）。

都は都内自治体との連携のもと、令和6年能登半島地震において災害廃棄物処理に係る仮置場の設置・運営や、公費解体、鉄道コンテナを活用した広域処理等についての支援を実施したほか、2025（令和7）年10月の令和7年台風第22号及び第23号で被災した八丈町に対し、災害廃棄物処理の支援を実施しているところである。こうした支援経験も踏まえつつ、災害廃棄物処理体制の強化や廃棄物処理システムの強靭化など、来たるべき自然災害への備えを的確に講じていく必要がある。

首都直下地震の発生確率



（出典）東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～

1 1 計画の基本的な考え方と目指すべき方向性

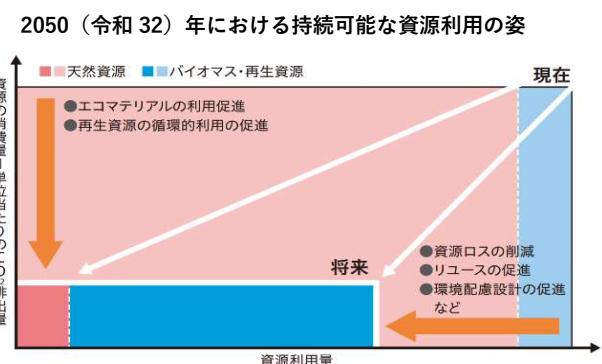
2 (1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画の位置付け

3 東京都資源循環・廃棄物処理計画（以下「当計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づき策定する計画である。

6 また、当計画は、2050 東京戦略（2025（令和7）年3月策定）及び東京都環境基本計画（2022（令和4）年9月策定）で掲げる個別分野の計画であり、その主要な方向性を示すものである。

8 (2) 計画の期間等

9 当計画の計画期間は、2026（令和8）年度から
10 2030（令和12）年度までの5年間とする。また、
11 2050（令和32）年度の東京の将来像を視野に入れ
12 つつ、2035（令和17）年度を想定した中期的な施
13 策展開の方向性についても併せて提示する。



15 (3) これまでの計画の変遷と当計画のコンセプト

16 都は、2016（平成28）年3月に策定した資源循環・廃棄物処理計画において、2030（令和12）
17 年に向けた資源循環施策の方向性を提示するとともに、持続可能な資源利用への転換に向けた
18 取組を本格的に開始し、2021（令和3）年9月に策定した資源循環・廃棄物処理計画において取
19 組の深化を図ってきたところである。

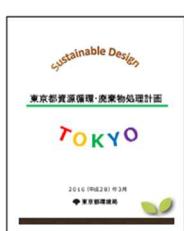
20 当計画において、都は、新たに2035（令和17）年のビジョンと中期的に取り組むべき施策展
21 開の方向性を提示しており、これも踏まえ、静脈分野からサーキュラー・エコノミーへの移行
22 を促進する取組を軸に、持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革を加速するとともに、複
23 雑・多様化する社会課題への将来を見据えた的確な対処のもと、廃棄物処理システムの更なる
24 充実強化を目指すべきである。

新計画のコンセプト

- ✓ 2035年のビジョンと中期的に取り組むべき政策展開の方向性を提示
- ✓ 静脈分野からサーキュラー・エコノミーへの移行を促進する取組を軸に、持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革を加速
- ✓ 複雑・多様化する社会課題への将来を見据えた的確な対処のもと、廃棄物処理システムの更なる充実強化を推進

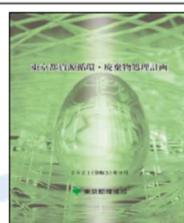
新計画

(2026.3 策定予定)



資源循環・廃棄物処理計画 (2016.3)

- 2030年に向けた資源循環施策の方向性を提示
- 持続可能な資源利用への転換に向けた取組を本格的に開始



資源循環・廃棄物処理計画 (2021.9)

- コロナ禍を踏まえ、社会基盤としての廃棄物処理システムを強化
- 持続可能な資源利用の実現に向け取組を深化

1 (4) 2035（令和17）年の目指すべきビジョン

2 2021（令和3）年9月に策定した資源循環・廃棄物処理計画では、2030（令和12）年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿として、「東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で、社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す」ことを掲げた。

7 都は、第1章で述べた資源利用や環境制約、国内外の動向や東京の資源循環・廃棄物処理を巡る諸課題等を踏まえ、2035（令和17）年に向けて、「資源の大消費地である東京の責務として、CO₂排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を図るとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保を目指していく」こととし、計画推進に向けて各施策を展開していくべきである。

14 2 計画推進に向けた施策体系の全体像

15 (1) 計画を支える3つの柱と10の施策領域

16 都は、計画を支える3つの柱のもと、10個の施策領域を設定し、今後都が展開する施策強化の方向性を提示するべきである。3つの柱と各施策領域は以下のとおりであり、各施策領域の詳細については、第4章において後述する。

20 ● 計画の柱① 資源ロス削減と循環利用の強化・徹底

21 地球規模での資源制約・環境制約が厳しさを増す中、持続可能な資源利用を推進するため、資源の効率的で長期的な利用や廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の促進などにより資源ロスを大幅に削減するとともに、なお廃棄されるものについては再生利用（リサイクル）を誘導し、廃棄物の循環利用をこれまで以上に徹底していく。

- 26 ⇒ 施策領域1 重点対策分野における包括的な資源循環施策の展開
27 ⇒ 施策領域2 2R（リデュース、リユース）を基調としたライフスタイルへの転換
28 ⇒ 施策領域3 廃棄物の循環利用の更なる促進

30 ● 計画の柱② 持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革の加速

31 将来における持続可能な資源利用の実現を目指すため、これまで都が展開してきた取組の一層の充実に加え、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を軸に社会のあり方を大きく転換し、多様な主体との連携・協働のもと、仕組み・支援の両面から社会変革の加速・進展を促す取組を強力に推進していく。

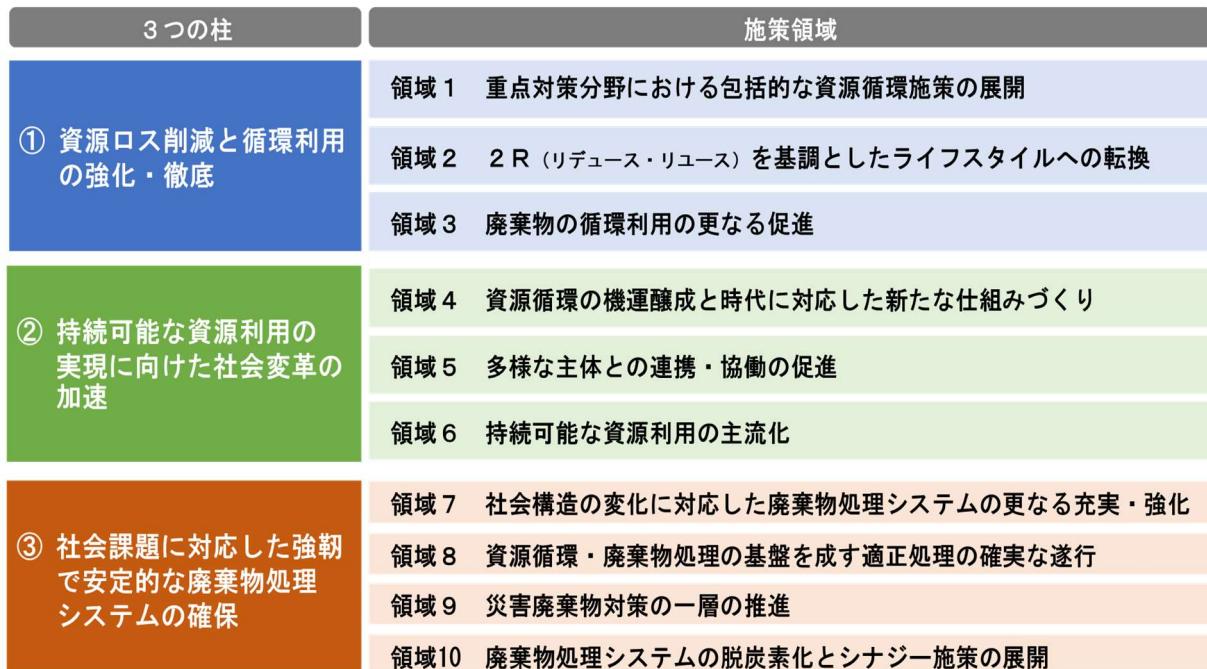
- ⇒ 施策領域4 資源循環の機運醸成と時代に対応した新たな仕組みづくり
 ⇒ 施策領域5 多様な主体との連携・協働の促進
 ⇒ 施策領域6 持続可能な資源利用の主流化

● 計画の柱③ 社会課題に対応した強靭で安定的な廃棄物処理システムの確保

人口減少をはじめとする社会構造の変化や自然災害への備え、カーボンニュートラルへの貢献など、資源循環・廃棄物処理を取り巻く様々な社会課題への的確な対処を図り、持続可能な資源利用の基盤を成す廃棄物処理システムの更なる充実・強化を進めていく。

- ⇒ 施策領域7 社会構造の変化に対応した廃棄物処理システムの更なる充実・強化
 ⇒ 施策領域8 資源循環・廃棄物処理の基盤を成す適正処理の確実な遂行
 ⇒ 施策領域9 災害廃棄物対策の一層の推進
 ⇒ 施策領域10 廃棄物処理システムの脱炭素化とシナジー施策の展開

当計画における施策体系の全体像



1 1 指標の設定

2 (1) 指標設定の考え方

3 都は、持続可能な資源利用の実現に向けて今後展開する各施策の進捗水準や、東京における
4 資源の循環状況等を定量的に捕捉するため、指標を設定するべきである。

5 各指標は、関連データの取得や推計の容易性、継続性等も勘案しつつ、原則として東京の資
6 源循環・廃棄物処理に係る施策展開の総括的な方向性の把握に資する項目を設定し、計画の3
7 つの柱ごとに設けることとするべきである。

8 (2) 当計画で設定する指標

9 上記の考え方を踏まえ、持続可能な資源利用に向けた共通指標や、第4章で示す重点対策分
10 野を中心とした各施策の総括的な取組指標など、以下の28項目の指標を設定することとする。
11 今後、当計画に基づき各施策の強化・進展を図ることにより、各指標の数値向上等を目指すと
12 ともに、サプライチェーン全体を見据え、統計データの公表状況や推計手法の精度向上等の状
13 況も踏まえながら、指標の見直し・改善を検討していくことが求められる。

14 なお、各指標の現況等については、巻末の参考資料に示す。

15 当計画における設定指標一覧

16 分類	17 項目等	18
柱①	家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量	重点分野(プラスチック)
	家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック資源化率	重点分野(プラスチック)
	容リプラ、製品プラの分別リサイクル実施自治体数	重点分野(プラスチック)
	食品ロス発生量	重点分野(食品ロス)
	生ごみの分別回収実施自治体数	重点分野(食品ロス)
	大規模建築物における厨芥類の再利用率	重点分野(食品ロス)
	家庭系廃食用油回収実施自治体数	重点分野(SAF)
	可燃ごみにおけるバイオマス廃棄物量	重点分野(バイオマス)
	小型家電を品目限定なく回収する自治体数	重点分野(小型家電)
	コーディネータによる支援事業者数	重点分野(建設廃棄物)
柱②	3Rアドバイザーによる支援件数	T-CEC
	サークьюラー・エコノミーに資する都民の行動変容の状況	行動変容
柱③	電子マニフェスト普及率	BPX
	産廃スクラム内の不法投棄件数	適正処理
	全てのリチウムイオン電池・内蔵製品を回収する自治体数	適正処理
	業界団体等によるリチウムイオン電池等の回収状況	適正処理
	合同処理マニュアル策定率	災害廃棄物
共通	一般廃棄物排出量	
	一般廃棄物再生利用率	
	産業廃棄物排出量	
	産業廃棄物再生利用率	
	最終処分量	
	都民1人1日当たりごみ排出量	
	都民1人1日当たりごみ焼却量	
	資源生産性	
	一人当たり天然資源投入量	
	入口側の循環利用率	マテリアルフロー
	出口側の循環利用率	

2 計画目標の設定

1 (1) 将来推計

廃棄物処理法に基づき策定する当計画では、廃棄物の発生量や処理量の見込み、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項を定める必要があるため、2030（令和12）年度及び2035（令和17）年度における都内の廃棄物について、排出量、再生利用量（率）及び最終処分量を推計することとする。

将来推計に当たっては、都の既往計画である「プラスチック削減プログラム」、「東京都食品ロス削減推進計画」及び「2050 東京戦略」、区市町村及び一部事務組合が定める基本計画で掲げる取組効果に加え、当計画に基づき今後強化・加速を図る取組の施策効果等を勘案し、現行の対策を強化したケースを想定し、後年度推計を実施する。

なお、将来推計の詳細については、巻末の参考資料に示す。

将来推計に当たり設定した施策効果一覧

項目	施策効果	反映事項	備考
家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却削減	2030年に2017年度比40%削減、2035年に2017年度比50%削減	■ 一廃・産廃排出量 ■ 一廃・産廃再生利用量	2050東京戦略にて設定
食品ロス削減	2030年に2000年度比60%削減、2035年に2000年度比65%削減	■ 一廃排出量	2050東京戦略にて設定
バイオマス廃棄物の資源循環促進	2030年に可燃ごみ中のバイオマス廃棄物排出量10%削減、 2030年に可燃ごみ中のバイオマス廃棄物再生利用量10%増加	■ 一廃排出量 ■ 一廃再生利用量	削減割合は業界推計等を基に設定、 増割合は他県実績を基に設定
リユース等の促進	2030年に不燃・粗大ごみの5%がリユース等に転換	■ 一廃排出量	転換割合は先行事例より設定
家庭ごみ対策の強化	2035年に可燃ごみ排出量10%削減	■ 一廃排出量	削減割合は先行事例より設定
事業系ごみ対策の強化	2030年に持込ごみ排出量10%削減	■ 一廃排出量	削減割合は先行事例より設定
建設廃棄物対策の強化	2030年に、建設廃棄物の再生利用量が20万トン増加	■ 産廃再生利用量	増加量は国モニタリング調査を基に設定
焼却灰等の資源化	2034年に、区部焼却灰の53%を資源化	■ 一廃再生利用量 ■ 一廃最終処分量	東京二十三区清掃一部事務組合「一般廃棄物処理基本計画(第5次)」より設定

将来推計量（率）のまとめ

区分		2023（令和5）年度 【実績】	2030（令和12）年度 【推計】	2035（令和17）年度 【推計】
一般廃棄物	排出量	408万トン	368万トン	358万トン
	再生利用量（率）	103万トン (25%)	136万トン (37%)	140万トン (40%)
	最終処分量	18.6万トン	10.4万トン	8.4万トン
産業廃棄物	排出量	2,654万トン	2,686万トン	2,701万トン
	再生利用量（率）	982万トン (37%)	1,007万トン (37%)	1,009万トン (37%)
	最終処分量	51.8万トン	32.6万トン	32.9万トン
最終処分量合計（率）		70.4万トン (2%)	43.0万トン (1%)	41.3万トン (1%)

1 (2) 当計画で設定する計画目標

2 目標の設定と明示は、東京のあるべき都市の姿を実現するために、行政、都民、事業者等が、
 3 それぞれどのようなゴールに向けて対応すべきかを示す、広く都民等が共有する概念として重
 4 要なものである。

5 前述の各設定指標のうち、廃棄物処理法で規定する基本的事項を踏まえ、当計画で設定する
 6 計画目標として、一般廃棄物排出量、一般廃棄物再生利用率及び最終処分量を選定し、当計画
 7 に基づき今後強化・加速を図る取組の施策効果等を勘案した将来推計の結果を踏まえ、2030（令
 8 和 12）年度及び 2035（令和 17）年度の目標値を設定する。また、関連計画で定めている家庭と
 9 大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量、食品ロス発生量の 2030（令和 12）年度及び
 10 2035（令和 17）年度の目標値についても併せて計画目標として位置付ける。

11 今後、これら 5 つの計画目標について、各年度における進捗管理を行うとともに、当計画に
 12 基づき各施策の強化・進展を図ることにより、目標の達成を目指していくことが求められる。

13 当計画で設定する計画目標一覧

計画目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度	備考
一般廃棄物排出量	368万トン	358万トン	将来推計より設定
一般廃棄物再生利用率	37%	40%	将来推計より設定
最終処分量 (一般廃棄物と産業廃棄物の合計)	43万トン	41万トン	将来推計より設定
家庭と大規模オフィスビルからの プラスチック焼却量	2017年度比40%削減	2017年度比50%削減	プラスチック削減プログラム及び 2050東京戦略にて設定
食品ロス発生量	2000年度比60%削減	2000年度比65%削減	食品ロス削減推進計画及び 2050東京戦略にて設定

1 1 計画の柱① 資源ロス削減と循環利用の強化・徹底

2 ■ 施策領域1 重点対策分野における包括的な資源循環施策の展開

3 サーキュラー・エコノミーへの移行に向け、東京の社会経済活動に伴い生産・流通・消費される
4 素材・製品等のうち、廃棄物の発生量や環境影響、社会課題への対処等の観点から、サプライ
5 チェーン全体を視野に入れ、重点的に対策を講じるべき6つの分野を設定し、その特性に応
6 じた包括的な資源循環施策を展開していくべきである。

7 ● 重点分野1 プラスチック資源循環の推進

8 【現状と施策状況】

9 都は2019（令和元）年12月に策定した「プラスチック削減プログラム」に基づき、先進的な事業者
10 等と連携した2R・水平リサイクルに関する新たな
11 ビジネスマodelの創出支援、自治体による家庭のプ
12 ラスチックの分別収集・リサイクルの促進等の取組
13 を展開している。これらの取組やプラスチック資源
14 循環法の施行により、都内のプラスチック資源循環の取組は着実に進展を見せているもの
15 の、コロナへの対処などもあり、プラスチック焼却量は横ばいの状況にある。

16 【施策を巡る課題】

17 プラスチックの2Rを基調とした社会への転換に向けた行動変容の促進、資源循環に資
18 するビジネスモデルの社会実装拡大、国内外のプラスチック対策を巡る動向への対処など、
19 プラスチック対策には多岐にわたる課題が存在している。

20 都内におけるプラスチック焼却量の多くを占める家庭系では、区部を中心にこれまで多
21 くの自治体で未実施だった分別・リサイクルの実施に目途がついた一方で、今後は、実施済
22 自治体の回収状況を踏まえた分別収集の強化・拡大が重要な課題である。

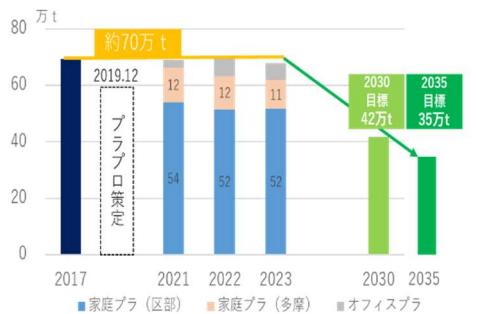
23 また、オフィス系については、3Rアドバイザー、都庁舎でのボトルtoボトルやマテリ
24 アルリサイクルの率先行動、水平リサイクル費用補助などを通じて事業者の取組を促して
25 いるものの、本格的な普及のためには、更なる取組の強化が必要となっている。

26 【施策強化の方向性】

27 都が新たに設定した2035（令和17）年の焼却量削減目標（家庭と大規模オフィスビルか
28 ら排出される廃プラスチックの焼却量を50%削減）の達成に向け、以下の取組を推進すべき
29 である。なお、取組強化の方向性に関する詳細を巻末付属資料に示す。

30 施策の構築にあたっては、まず、プラスチック利用のあり方を見直し、大幅な削減を目指
31 すとともに、リユースやリペア等を基調とした社会への移行に向けた取組を推進すべきである。
32 その上で、発生した廃プラスチックについては、同等の素材に戻す水平リサイクルにより循環利用を促進すべきである。また、バイオマス資源利用や、海ごみ対策等の汚染対策も
33 含め、各種関連施策を総合的に推進し、持続可能なプラスチック利用を実現すべきである。

都内プラスチック焼却量の推移と削減目標



1 ・家庭系プラスチック資源循環の推進

2 2Rを基調としたライフスタイルへの転換に向け、2Rビジネス支援やリユース事業者と
3 自治体との連携を促進するとともに、戦略的な広報展開を通じて、都民・事業者の行動変容
4 を一層促すべきである。その上で、区市町村において、粗大・不燃ごみ等の広域的な回収も
5 含め、資源化率の向上に向けた更なる支援が必要である。加えて、製造・販売事業者による
6 自主回収の拡大に向けた取組を強化すべきである。

7 ・事業系プラスチック資源循環の推進

8 2Rビジネスや水平リサイクルの社会実装に向け、関係事業者等の連携・マッチング支援
9 の拡充、プッシュ型でのアドバイス強化も通じ、広域的・面的な導入を促進すべきである。
10 また、建設廃棄物等を含むプラスチックについても、コーディネータ派遣やトレーサビリテ
11 ィの確保等を通じた資源循環を推進すべきである。

12 ● 重点分野2 食品ロス・食品廃棄物対策の推進

13 【現状と施策状況】

14 都は2021（令和3）年3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定するとともに、食品ロス削減パートナーシップ会議を通じ、施策検討や協働した取組を実施している。具体的には、都内の食品ロスの多くを占める事業系ロス対策として、小売業・外食産業を中心に、好事例の発信や先進技術の導入支援等の取組を展開しているほか、冊子や動画、見える化サイト等を用いた消費者に対する普及啓発や、大学・業界団体等と連携した安心・安全な食品寄付スキームの検討等を行っている。これらの取組により、食品ロス発生量を2030（令和12）年度に2000（平成12）年度比半減する計画目標を2022（令和4）年度時点で10年前倒しで達成した。

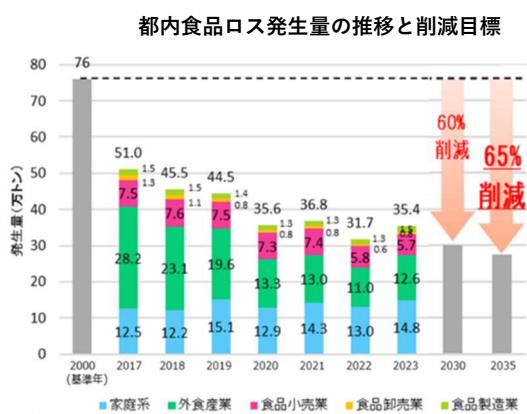
15 【施策を巡る課題】

16 現状、都内の食品ロス発生量は目標達成水準にあるものの、インバウンドの急増やコロナ
17 後の外食産業の回復等により 2023（令和5）年度は事業系ロスがリバウンドしており、家庭系ロスについても、2017（平成29）年度以降、増減はあるものの概ね横ばいで推移して
18 いる。

19 食品寄付については、期限の短い日配品等の寄付は、短期間での利活用の調整が難しく進
20 んでいない。また、都が長期的に目指す「2050（令和32）年食品ロス実質ゼロ」の実現に向
21 けては、再生利用の取組も重要であるが、家庭系は大半が焼却に回っており、事業系も小規
22 模事業者の再生利用実施率が低調という課題を抱えている。

23 【施策強化の方向性】

24 都が新たに設定・強化した食品ロス削減目標（2030（令和12）年度 60%削減、2035（令和
25 17）年度 65%削減）の達成に向け、以下の取組を推進すべきである。



1 **・食品ロス対策の充実・強化**

2 食品ロス対策の更なる進展に向けて、「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」における施策強化の方向性に係る議論等を踏まえ、更なる多面的な施策展開を図っていくべきである。

5 削減対策の推進に当たっては、第一に食品ロスを発生させない、発生しているものは減らしていく「発生抑制」を最優先とし、様々な理由で不要になったが食べることのできる食品は、必要な場所で可能な限り「有効活用」を図り、それでもやむを得ず発生する食品ロスは、飼料化や肥料化等の「再生利用」に努めていくことが求められる。

9 家庭系については、食品ロス量の見える化やターゲットごとの特徴等を捉えた普及啓発・10 先進技術の利用促進等により削減対策を推進すべきである。

11 事業系については、業界団体との連携等による、インバウンド対策を含めた外食における食べきり・食べ残しの持ち帰り促進のほか、先進技術の導入に向けた伴走型の支援等に12 取り組むべきである。

14 また、事業者の寄付から消費者が受け取るまでのリードタイム短縮につながる地域密着15 型の寄付の仕組みや、食品廃棄物の再生利用促進に向けたリサイクルルートの構築を推進16 すべきである。

17 **● 重点分野3 S A F普及拡大を通じた資源循環の推進**19 **【現状と施策状況】**

20 近年、S A F (Sustainable Aviation Fuel、持続可能な航空燃料) は航空業界の脱炭素化に資するものとして注目が集まっており、国が掲げる 2030 (令和 12) 年の航空燃料に対する S A F 供給目標量 10% に向け、2025 (令和 7) 年 4 月に国内初の大規模製造所 (大阪府堺市) からの S A F 供給が開始したほか、全国で複数の大規模製造所の建設プロジェクトが進行している。

25 都は脱炭素への貢献に加え、資源循環の促進を図るため、S A F の原料となる廃食用油について、東京 2025 世界陸上を契機とした区市町村との連携キャンペーン等を通じて家庭用廃食用油の回収拡大を推進している。また、廃棄物から S A F 原料となるバイオエタノール製造に取り組む事業者に対し、実現可能性調査について東京二十三区清掃一部事務組合とともに支援を行う等の取組を実施している。

30 **【施策を巡る課題】**

31 家庭から排出される廃食用油は、現状そのほとんどが廃棄されており、再資源化には大きな取組余地が存在する。また、日本最大の旅客数を誇る羽田空港が立地する東京において、廃食用油を再利用して航空燃料にしようという都民の行動変容を進めるとともに、地域に身近な回収場所を多く確保していくことが重要である。

35 また、S A F の原料となるポテンシャルを持つ廃棄物については、国内で廃棄物からバイオエタノールを製造する小規模な実証事業が進められているものの、技術面やコスト面で36 課題があり、商用化には至っていない。

【施策強化の方向性】

・S A F普及拡大を通じた廃食用油や焼却される廃棄物の資源循環の促進

廃食用油の再生利用推進に向け、自治体による分別収集や事業者による店頭回収など回収拠点の拡大を図り、都民の行動変容を一層促進するとともに、区市町村や清掃一部事務組合とも連携し、都内廃棄物を原料とするバイオエタノール製造技術の社会実装に向けた取組を支援すべきである。

● 重点分野4-1 バイオマス資源*の循環利用促進（事業者の取組）

【現状と施策状況】

都は大規模オフィスビルや商業施設を対象に、区市町村と連携し、紙類、食品等の事業系廃棄物の3R推進に向けたアウトソーシングである3Rアドバイザー事業を実施している。また、一部企業では衣類や紙類、食品廃棄物等の店頭回収を推進しているほか、商工団体とリサイクル業界が連携し、小規模事業所の資源回収システム「東商エコリーグ」等が展開されている。

【施策を巡る課題】

事業者が事業活動に伴い排出されるものは、紙類をはじめとするバイオマス由来のものが多くを占めており、発生抑制やリサイクルにも取組余地がある。また、店頭回収などの事業者による自主回収や業界団体等が連携した取組は、古紙その他のバイオマス資源の3Rルート多様化に資するため、こうした取組の輪を拡大することが重要である。

【施策強化の方向性】

・排出事業者における3R行動の一層の促進

3Rアドバイザー事業を通じて事業者の取組状況やニーズに応じた多様な支援を実施するとともに、紙類を中心に、リサイクル可能なものが可燃ごみとして排出されない仕組みを検討するなど、排出事業者の3R行動を一層促進するべきである。

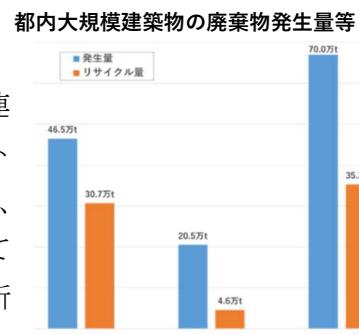
・バイオマス資源の3Rルート多様化

バイオマス資源の循環を促進するため、企業間の連携による回収・リサイクルの促進や、地域における面的なリサイクルループの構築など、3Rルート多様化に向けた支援を推進するべきである。

● 重点分野4-2 バイオマス資源*の循環利用促進（行政回収）

【現状と施策状況】

都内から排出される可燃ごみの組成割合をみると、その7割程度は厨芥(生ごみ)のほか、紙類、繊維、木草等といったバイオマス資源が占めている。都は、区市町村が行う食品ロス対策や廃食用油の回収、紙おむつ、古紙、古布の再資源化促進といったバイオマス資源の循環に関する支援策を展開するとともに、都と区市町村の共同検討会において、優良事例等の情報共有を実施している。



(出典) 事業用大規模建築物における再利用計画書
(令和4年度、N=10,794) より東京都環境局作成

【施策を巡る課題】

紙類や繊維は、資源ごみとして多くの区市町村で回収が実施されているものの、前述のとおり、資源化が可能なバイオマス資源が依然として焼却処理されている状況にある。特に可燃ごみ中で最も多くを占める紙類については、資源としての回収を徹底するとともに、汚れた雑がみ等を含む一層の資源化に向けたリサイクルルートの拡大を進めていく必要がある。また、再資源化施設が不足する生ごみやせん定枝等の再資源化や、S A Fの原料としての需要が高まる廃食用油の回収拡大も課題である。

【施策強化の方向性】

・自治体による回収拡大

各自治体が実施する生ごみの堆肥化や衣類の分別回収、資源ごみの分別を促す手数料等によるインセンティブの設定、分別袋の配布等を通じた住民への普及啓発など、優良事例の横展開や新たな取組への支援により、自治体による回収の強化を図っていくべきである。

・リサイクル基盤の強化

雑紙や紙おむつなど優れた再資源化技術を有する事業者との連携等によるリサイクルルートの拡大や、広域化・集約化と連動したリサイクル施設の整備促進等を通じて、バイオマス資源のリサイクル基盤強化を進めていくべきである。

* 当計画では、更なるごみ減量に向け、可燃ごみの多くを占める厨芥、紙、繊維等を含む循環資源をバイオマス資源と総称し重点対策に位置付けている。これらは各自で発生場面、回収・リサイクル方法が様々であり、非バイオマス素材の割合が比較的多いものもあるため、講じるべき対策等は異なる。施策の推進に当たっては適切かつ分かりやすく区分して実施すべきである。

● 重点分野5 都市鉱山対策にも資する小型家電リサイクルの強化

【現状と施策状況】

2013（平成25）年の使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行から13年が経過した。この間、都は東京2020大会における「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の実施や、区市町村が行う小型家電リサイクルに関する取組への支援等により、多くの自治体において小型家電リサイクルが行われている。

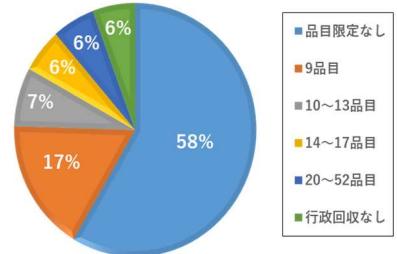
また、都は2022（令和4）年に「レアメタル緊急回収プロジェクト」を実施し、世界情勢を受け供給不足が懸念されていたレアメタル等を含むパソコン等のリサイクル促進を図ったところである。

【施策を巡る課題】

資源価格の変動等により有価買取りの価格を運搬コスト等が上回る、いわゆる逆有償の品目が増加する中、小型家電の回収品目を限定している自治体が見られており、小型家電の再資源化には未だ取組余地がある。また、資源循環だけでなく、経済安全保障の観点でも、レアメタルをはじめとする有用金属の国内循環による資源の確保が重要であり、都内での小型家電リサイクルの一層の底上げが必要である。

【施策強化の方向性】

小型家電回収状況（区部・多摩地域）（2024年時点）



1 ・リチウムイオン電池対策との連動等による小型家電リサイクル量の拡大

2 電池内蔵製品の回収と連動した回収品目の拡大など、区市町村が地域特性に応じて実施す
3 る、回収からリサイクルまでの取組を支援し、都内全域で小型家電等のリサイクル量の拡大
4 を図っていくべきである。

5 なお、リチウムイオン電池対策については、施策領域8で後述する。

6 ・官民連携での取組拡大による国内循環の促進

7 幅広い製品を回収する民間事業者の取組の後押しや、官民連携による回収方法の拡大・住
8 民の利便性向上等により、有用金属の更なる国内循環を促進すべきである。

10 ● 重点分野6 建設廃棄物対策の更なる加速

11 【現状と施策状況】

12 2000（平成12）年に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が施行されて以降、
13 建設工事に伴って排出される特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンク
14 リート塊、木くず等）の再資源化が大きく進展した。また、公共工事における再生資材の利
15 用促進も図られており、都においても、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」で公共
16 工事における建設再生材の利用を規定するなど、建設資材廃棄物のリサイクルを推進して
17 いる。

18 【施策を巡る課題】

19 サーキュラー・エコノミーへの移行の機運が高まる中にあって、再生砕石の滞留など、再
20 資源化された資材の利用に頭打ちの状況が見られており、再生骨材コンクリートの利用を
21 推進するなど、品質やトレーサビリティの確保により、建設現場での再生資材使用を控える
22 意識の払拭を図ることが必要である。また、脱炭素社会の実現や資源循環の一層の促進に向
23 けては、建設廃棄物の中で最終処分の割合が比較的多い板ガラスや廃プラスチックなどの
24 特定建設資材廃棄物以外の廃棄物に関する取組についても進めていくことが重要である。

25 【施策強化の方向性】

東京都が進める事業者団体と連携した取組

26 ・建設廃棄物の循環利用促進

27 再生骨材コンクリートをはじめとする再生資材の公共工事における利用促進や広域的な利用に向けた静脈物流の効率化策の検討、
28 品質・トレーサビリティ等の信頼性、優良事例等の情報提供・発信
29 を進めるため、事業者団体との連携のもと、DX推進やマッチング
30 コーディネータ制度の充実・強化を図っていくべきである。

資源循環情報共有のためのシステム整備

- リサイクル可能品目や環境性能等、静脈産業各社の資源循環に資する情報を集約したデジタルツールを構築
- 再生材の品質確保と安定供給に向けたトレーサビリティを構築

マッチングコーディネータ制度の展開

- 再資源化やCO₂削減等を進める産業廃棄物処理業者を支援
- 再生材の活用促進を後押しする「コーディネータ制度」の創設

32 ■ 施策領域2 2R（リデュース、リユース）を基調としたライフスタイルへの転換

33 持続可能な資源利用の実現には、大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型の社会経
34 済システムからの脱却が不可欠であるとの認識のもと、都民・事業者等が発生抑制や再使用、
35 長期使用を考慮した消費行動・経済活動を行いやすい環境の整備を東京から率先して実行して
36 いくべきである。

● 多様なビジネスモデルの活用・連携による発生抑制施策の展開

【現状と施策状況】

都はリユース容器や量り売り、衣類等のリユースに係るビジネスの実装化支援など、様々なビジネスモデルを展開する事業者との連携を図りながら発生抑制施策を推進してきた。また、区市町村においても、廃棄された家具のリペア販売や、衣類や粗大ごみのリユース促進など、事業者と連携した取組を実施している。

【施策を巡る課題】

リユース、リペア、シェアリング、サブスクリプション等のビジネスモデルは、資源の有効活用を促進し発生抑制に貢献することから、持続可能な資源利用の実現に向けて重要な取組である。一方で、こうした取組の東京都や区市町村施策への活用・連携は未だ途上にあり、大都市東京のスケールメリットを活かしながら、資源循環の観点でもこうしたビジネスモデルの活性化を図り、更なる社会実装を進めていくことが必要となっている。

【施策強化の方向性】

・資源循環に資する多様なビジネスモデルの活用・連携の促進

都の率先行動として、物品調達や廃棄時におけるリユースの促進を図るとともに、区市町村や事業者と連携した各種ビジネスモデルの地域実装の後押し、都民・事業者の具体的な行動につながる啓発活動など、多面的な取組を推進していくべきである。

オフィスリユース家具の展示販売
「エコファニストリート」



(出典) 東京サーキュラーエコノミー推進センター
ホームページ

● ごみ減量化への誘導方策の推進

【現状と施策状況】

都内の家庭ごみ排出状況等をみると、多摩地域は一人当たりごみ排出量、再生利用率ともに全国トップレベルの水準にある。

ごみ減量に効果的な家庭ごみの有料化については、多摩地域のほとんどで導入済みである一方で、区部は未実施、島しょ地域の多くが未実施となっている。

また、事業系ごみについては、清掃工場への持込手数料が地域によって差があり、リサイクルに比べて焼却がコスト面で優位となる自治体も存在している。

【施策を巡る課題】

家庭ごみでは、有料化を実施済みの自治体では一定のごみ減量効果が見られており、有料化未実施の自治体における家庭ごみ減量化に向けた方策の強化が重要である。

また、国の食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（2025（令和7）年3月）では、清掃工場への持込手数料は原価相当の料金徴収が望ましいと示しており、事業者が積極的に事業系ごみのリサイクルに取り組むよう、インセンティブとなる施策の見直しが必要である。

都内家庭ごみ（可燃・不燃）有料化状況

	実施	未実施	割合
23区	0	23	0.0%
多摩	29	1	96.7%
島しょ	1	8	11.1%

都内事業系ごみ持込手数料

	持込手数料（kgあたり）
区部	17.5円
多摩	30～45円程度（可燃）

(出典) 東京都区市町村清掃事業年報（令和5年度実績）

【施策強化の方向性】

・ごみの減量・資源循環を促す仕組みの構築と区市町村の取組の後押し

都内における一層のごみ減量・資源循環を進めるため、家庭ごみ有料化の導入や、資源化を促す持ち込み手数料の見直しなど、都民・事業者の行動変容を促す仕組みの導入に向けた検討を促すとともに、都民の理解と協力が得られるよう、導入の意義や効果等の関連情報を積極的に発信することを含め、更なるごみの減量とリサイクル率向上に資する施策の拡充により、区市町村の取組を後押ししていくべきである。

■ 施策領域3 廃棄物の循環利用の更なる促進

資源の大消費地であり、再生資源の供給・使用に大きな役割とポテンシャルを持つ東京の責務として、水平リサイクル等の高度リサイクル推進や、現状焼却・最終処分されている再生利用可能な資源のリサイクルルート構築、再生資源の積極的活用など、廃棄物の高度循環利用を積極的に進めていくべきである。

● 都内リサイクル基盤の充実・強化

【現状と施策状況】

都は先進的な廃棄物処理施設やリサイクル施設等を東京臨海部に集中的に整備するスーパーイコタウン事業を推進し、廃棄物の域内処理率や再生利用率の向上を図ってきた。また、2024（令和6）年には再資源化事業等高度化法が公布され、今後、製造業者等の需要側と再生資源の供給側である廃棄物処理業界の双方において、再生資源の質と量の一層の確保に向けた動きが加速することが見込まれている。

【施策を巡る課題】

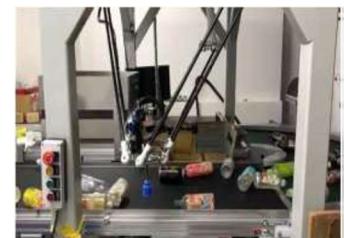
再資源化事業等高度化法の施行を見据え、再生材の質と量の確保を推進する意向を示す処理業者がいるものの、高度なリサイクルに対応する設備や担い手の不足等から、まだ全体的に対応は進んでいない。また、製造側が必要とする水準の再生材を確保するためには、廃棄物から有用な資源を効率的に分離・回収するなど、処理プロセスの高度化が必要となっている。

【施策強化の方向性】

・時代に対応したリサイクル基盤の確保

資源の大消費地、東京で発生する廃棄物に由来する再生材の質と量の確保と供給拡大を図るため、AI等デジタル技術の活用などによる処理プロセスの高度化や省力化を推進するとともに、製造業などの動脈企業と、再生材を供給する廃棄物処理事業者などの静脈企業との連携を深め、サプライチェーン全体で、広域的な活用も視野に効率的な資源循環の取組を促進すべきである。

A I 選別設備



● 太陽光パネルの高度循環利用の推進

【現状と施策状況】

都は関係事業者等からなる太陽光発電設備高度循環利用推進のための協議会を立ち上げ、太陽光パネル（以下「パネル」という。）のリサイクルルート構築に向けた取組を進めている。また、首都圏の高度リサイクル施設を指定するとともに、排出される住宅用パネルのリサイクル費用の一部を補助し、再資源化を促進している。なお、国では、パネルの適正な廃棄・リサイクルのための制度的対応を検討中である。

【施策を巡る課題】

2012（平成24）年のFIT制度導入を契機に設置が拡大した太陽光発電設備は、2030（令和12）年代半ば以降に廃棄が本格化する見通しであり、将来を見据えたリサイクル体制の確保が必要となっている。住宅用は1件当たりの排出量が少なく、収集運搬が非効率となるため、運搬効率の向上が課題である。また、パネルの約6割を占めるガラスについて、現在は路盤材などの建築土木資材への活用にとどまっている。

【施策強化の方向性】

・パネルの高度循環利用の更なる推進

将来の本格廃棄への対応に向け、効率的な収集運搬・処理や処理設備の高度化を促進し、リサイクル基盤の強化を加速するほか、ガラス等の再資源化後の活用先の多様化を推進していくべきである。なお、ポータブルパネルの普及動向や、次世代型の太陽電池のリサイクル技術の開発動向についても併せて注視していくべきである。

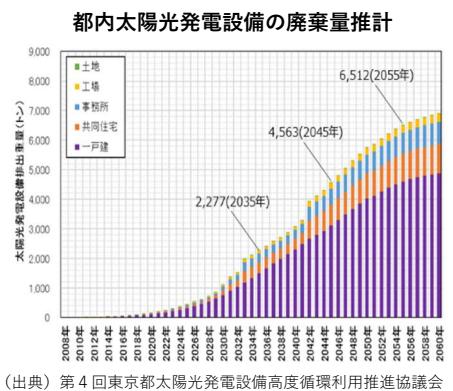
● 公共調達を活用した循環利用の推進

【現状と施策状況】

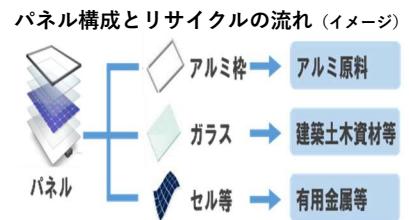
都は都内有数の事業者・消費者として、環境配慮型製品の市場拡大や製品開発の支援、都民・事業者等による環境配慮型製品の購入を喚起するため、「東京都グリーン購入ガイド」（以下「グリーン購入ガイド」という。）を策定し、環境に配慮した物品・役務の調達を推進している。グリーン購入ガイドは、国グリーン購入法基本方針との整合や政策誘導の観点、調達の安定性などを踏まえつつ、環境局と調達部局が連携して調達要件を設定しており、資源循環・廃棄物処理関係も様々な事項を盛り込んでいる。

【施策を巡る課題】

グリーン購入ガイドは原則として調達要件に合致する物品・役務が一定程度市場に存在するものを要件設定しているが、更なる循環利用の推進に向けては、市場投入初期の製品・サービスについても積極的な調達を図っていくことが重要である。また、多くの実需が毎年安定的に発生する公共調達は、資源循環・廃棄物処理をはじめとする環境政策全般の推進力となりうることから、都をはじめとする公共セクター全体での取組展開が有効である。



（出典）第4回東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会



1 【施策強化の方向性】

2 ・グリーン購入ガイドの更なる充実強化

3 都が展開する資源循環施策を通じ環境配慮型製品の伴走支援を行
4 うとともに、グリーン購入ガイドへの反映の加速（推奨基準の積極的
5 活用）や、他の行政機関等への横展開を通じ、環境調達の更なる普及
6 拡大を目指していくべきである。

グリーン購入ガイドの構成

都のグリーン購入ガイド
【水準1】 必須 現時点で 必ず考慮すべき 事項 契約の際には、仕様書等に必ず記載
【水準2】 推奨 現時点で 必須条件ではないが、 配慮することが望ましい 事項

2 計画の柱② 持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革の加速

■ 施策領域4 資源循環の機運醸成と時代に対応した新たな仕組みづくり

地域での3Rだけでなく、生産・流通まで遡り、社会全体の仕組みまで広げた対策や地域との連携を一層推進していくため、資源循環に資する関係法令の運用や各種制度の積極的な活用、都民・事業者の資源循環行動の促進に資する環境整備など、仕組み面からの後押しを加速していくべきである。

● 都民・事業者等の行動変容の促進

中央防波堤埋立処分場の見学（年間見学者：約5万人）

【現状と施策状況】

都は、メディア等と連携した番組配信・イベント開催や動画・SNSなどを通じ、資源循環に関する情報を広く発信するとともに、主催イベントでのリユースカップ活用や大規模スポーツイベントと連携した資源循環キャンペーンなど、ムーブメント醸成の取組を推進している。

また、中央防波堤埋立処分場や東京スーパーエコタウンの施設見学会など、東京の廃棄物処理の現場から資源循環の重要性を訴求している。



- 廃棄物処理や3R等、資源について、学び、体験する機会を提供
- 音と映像でごみについて学べる環境学習ホールを併設

【施策を巡る課題】

持続可能な資源利用の実現に向けては、大都市東京が多量の資源を国内外に依存していることも踏まえ、都民一人ひとりが資源循環・廃棄物処理を「自分ごと」として捉えられるよう、情報発信の工夫を図ることが重要である。また、都民・事業者がサーキュラー・エコノミーに資する具体的な行動に移すためには、環境配慮行動を客観的に評価できる判断基準が必要となっている。このほか、街なかや観光地等におけるごみのポイ捨ても社会問題となりつつあり、地域美化対策の底上げを図っていく必要がある。

【施策強化の方向性】

・情報発信の更なる強化

資源消費や廃棄行動が気候変動や生物多様性にも影響していることなど、多様な環境施策を意識したコンテンツの配信を行うとともに、デジタル技術の活用も図りつつ体験型の情報発信を展開することなどにより、学校現場等における若者世代への様々な学習機会の充実も進めながら、持続可能なライフスタイルへの転換を促していくべきである。

なお、情報発信にあたっては、江戸の文化を受け継ぐ東京において、限られた資源の活用や、無駄にしない知恵や工夫、域内で完結する資源利用など、資源循環を基調とした暮らし方についての気付きが得られる機会の創出を併せて進めるべきである。

・環境配慮行動の促進に向けた環境整備

環境に配慮した製品・サービスを選択できるような環境の整備を促進するなど、都民・事業者の資源循環の取組と企業のブランディングや価値向上の好循環を促すための方策を検討するべきである。また、関係主体との連携の下、ごみの分別・持ち帰り文化の発信や地域美化活動の更なる後押しなど、東京の環境美化に資する多面的な取組を推進すべきである。

● 資源循環に向けた関係法令の運用・各種制度の活用推進

【現状と施策状況】

近年、サーキュラー・エコノミーへの移行に向けた取組を加速するため、小売業者、処理・リサイクル事業者、製造業者等と広く連携し、廃棄物の再資源化を指向する事業者が増加している。都も、店頭回収されたペットボトルの再生利用指定や、使用済み化学繊維製品の「専ら物」への位置付けなどにより、事業者の再資源化への取組を促進しているほか、モデル事業の実施を通じ、事業者が新ビジネスの構築にチャレンジする機会を提供している。

【施策を巡る課題】

関係法令との整合を図りつつ、効果的な資源循環ルートを構築するためには、廃棄物該当性の判断など法令面における専門的な知見が必要となる。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、再資源化事業等高度化法などにより、大臣認定対象の廃棄物や事業者の範囲が拡大する一方で、手続の煩雑さ等により制度の活用は限定的となっている。

【施策強化の方向性】

・資源循環に資する法令の運用等

学識経験者等とも連携し、廃棄物処理法の運用に係る知見を蓄積するとともに、廃棄物処理法の運用・解釈事例の見える化を推進するべきである。

・関係法制度の活用促進

動静脈連携による更なる資源循環の促進に向けて、政策連携団体である（公財）東京都環境公社に設置する東京サーキュラーエコノミー推進センター（以下「T-C E C」という。）とも連携し、大臣認定制度等様々な手法を伴走型で支援する仕組みの構築を進めるべきである。

■ 施策領域5 多様な主体との連携・協働の促進

持続可能な資源利用の実現に向けて、きめ細かな資源循環行政を可能とする住民に最も身近な区市町村、資源循環・廃棄物処理の実業を担う関係業界、高い意欲と先進的な技術・知見を有する事業者・団体等、多様な主体との幅広い連携の輪を強化し、変革をともに牽引していくべきである。

● 連携・協働の輪の更なる拡大

【現状と施策状況】

都は区市町村・都外自治体との施策連携や、大学・研究機関との連携事業など、施策の実効性向上に向け様々な主体と連携・協働を推進している。民間事業者等との連携では、都政全般にわたる企業との包括連携協定であるワイドコラボ協定の活用や、先駆的



5つの要素を総合的に勘案し判断
(出典) 環境省通知（環循規発第2104141）
より東京都環境局作成

主な連携・協働の取組

名称	連携・協働の概要
区市町村と都の共同検討会	資源循環・廃棄物処理施策の共同検討や勉強会の開催
九都県市首脳会議（廃棄物問題検討委員会）	九都県市（首都圏の1都3県5政令市）による3R普及促進キャンペーンや産業廃棄物対策の広域実施
産廃スクラム37	産業廃棄物の不適正処理防止に向けた1都11県25の政令市・中核市による広域連携
大学提案事業	「大学研究者による事業提案制度」に基づく事業実施 資源循環分野では、太陽光パネルリサイクル、廃棄物処理の自動化などの分野で事業を実施
環境科学研究所との連携	（公財）東京都環境科学研究所による調査研究事業 資源循環分野では、プラスチックリサイクル、焼却灰の再資源化、小型家電リサイクルなどの分野で研究実績あり
ワイドコラボ協定	都と企業との複数の政策分野にわたる包括的・横断的な連携・協力協定 資源循環分野ではFC東京や日本郵便等と連携実績
企業・団体との個別協定	サントリーホールディングス（ボトルモビトル）、J-COM（広報）、アーニティ・リサイクル協会（プラ製品の3R）等
関係団体等と連携した施策推進体制	食品ロス削減推進パートナーシップ会議、太陽光発電設備高度循環利用推進協議会

な取組を実施する企業・団体との協働を行っている。

【施策を巡る課題】

持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革を軌道に乗せていくためには、優れた技術・知見や様々なネットワーク・チャネルを有する多様な主体との連携・協働を深めていくことが不可欠である。また、全国各地の製造業や高いリサイクル技術を有する事業者との連携を促進するとともに、地域の特性を活かしたリユース・リペア・シェアリングなど多様な選択肢が提供されることを通じ、地域資源の更なる活用を促していくことが必要である。

【施策強化の方向性】

・連携・協働の輪の更なる拡大に向けた取組の推進

T-C E Cとの連携のもと、企業・団体間など各主体同士の連携・協働を促す環境づくりを進めるとともに、各施策分野で培ってきた連携・協働の枠組み等を施策横断的に活用するなどの取組により、持続可能な資源利用の実現に向けた機運を醸成し、新たな資源循環の輪を拡大していくべきである。

● 東京サーキュラーエコノミー推進センターの強化

【現状と施策状況】

サーキュラーエコノミーサロンの様子



都は、2022（令和4）年度、サーキュラー・エコノミーへの移行に向けた取組を加速するため、（公財）東京都環境公社にT-C E Cを設置した。T-C E Cでは、持続可能な資源利用に関する情報発信やシンポジウムの開催、相談・マッチング、ネットワーキングの場の提供（サーキュラーエコノミーサロン）、2R・水平リサイクルの社会実装に係る各種補助事業の実施など、多様な取組を展開している。

【施策を巡る課題】

東京における持続可能な資源利用を推進するハブ機能を強化するためには、T-C E Cが行う各種取組の質・量の両面において、更なる拡充が必要である。また、マッチング等におけるデジタル技術の活用や、補助事業を効果的にコーディネートするための専門性の高い体制を構築し、T-C E Cの取組の実効性を一段と高めることが重要となっている。

【施策強化の方向性】

・戦略的広報の展開と支援・連携先の拡大

都民や、事業者、自治体、N P Oなど各主体のニーズに応じた情報発信に取り組むとともに、サーキュラーエコノミーサロンでの参加者の裾野拡大等を通じた幅広い主体との連携促進を図ることで、サプライチェーンの垣根を超えた協働した取組の創出を図るべきである。

・情報基盤の拡充・pussh型の事業化支援

資源循環に資するサービス提供事業者とビル・店舗等のテナントに対し、デジタル技術の活用により効率的かつ広範にマッチングを促す仕組みを提供するとともに、補助事業等も含めた具体的なソリューションなどを提案可能な専門人材を確保し、アウトリーチ活動を充実していくべきである。

● 廃棄物処理業界との協働による動静脈連携の一層の推進

【現状と施策状況】

近年、天然資源投入量の削減や温室効果ガスの排出削減などを目指し、先駆的な動脈側の事業者と静脈側の事業者が連携し、再生材の活用拡大を図る動きが進展しつつある。

【施策を巡る課題】

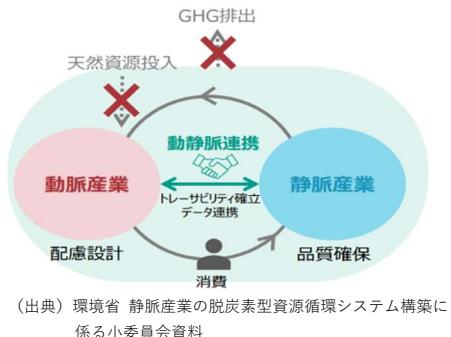
今後、動静脈のより一層の連携を促進していくためには、再生材の需要と供給に関する情報や、トレーサビリティの確保など、必要な情報を事業者が共有できる仕組みを確保することが必要である。また、再生材をより広く活用する社会を構築するためには、安定して再生材を供給できる静脈産業側の取組を充実とともに、動脈産業側においても、製品設計や原料変更を図っていくことが重要となる。

【施策強化の方向性】

・動静脈連携に向けた情報の見える化とマッチング事例の創出

現在、都が業界団体と連携し構築を進める産業廃棄物事業者の検索プラットフォームにおいて、事業者の資源循環に関する取組情報を公開するとともに、率先して動静脈連携に取り組む事業者を評価する仕組みを構築することで、優良事業者の裾野を拡大すべきである。

また、静脈産業の廃棄物処理業者と動脈産業のマッチングをコーディネートし、優良事例の創出を支援・公表するほか、動脈産業や消費者等に対して再生材活用拡大に向けた啓発活動を展開していくべきである。



(出典) 環境省 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会資料

■ 施策領域6 持続可能な資源利用の主流化

東京で営まれる社会経済活動の隅々に持続可能な資源利用の実現に資する様々な取組の実装・定着を目指すため、各施策分野の枠を超えた幅広い資源循環施策の地域への集中実装・横展開や、サーキュラービジネスの活性化を通じた都民・事業者等の行動様式の変容促進を図っていくべきである。

● 先駆的な2R・水平リサイクル施策の社会実装拡大

【現状と施策状況】

都は、多様な資源循環施策の展開に向け、プラスチック・食品ロス対策やDX推進など、様々な分野で事業者や業界団体等と連携した実証事業を展開している。また、実証事業を通じて創出した先駆的な2R・水平リサイクル技術やビジネスの社会実装を進めるため、種蒔き期（実証事業）から育成期（支援・定着の取組）へと順次施策進展を図っている。

主な実証事業と後発事業等

分野	実証事業	支援・定着に向けた後発事業等
プラスチック対策	革新的技術・ビジネスモデル推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチックに係るサーキュラー・エコノミーへの移行促進 ● 都府県率先行動（リユースカップやボトルtopトルのグリーン購入ガイドへの新規掲載など）等
食品ロス対策	ICT等を活用した先進的な食品ロス削減に向けた新たなビジネスモデル事業 食品のロングライフ化による食品ロスの削減 フードテックを活用した食のアップサイクル促進事業 フードテックを活用した食品ロス削減推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 小売ロス削減総合対策 ● 外食ロス削減推進事業
DX	事業系廃棄物の3Rルート多様化事業 廃棄物処理等の自動化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源循環・廃棄物処理のDX推進事業

【施策を巡る課題】

各施策分野において、実証から支援・定着の取組へと概ね順調に施策フェーズの移行を進めているが、サーキュラー・エコノミーへの移行に向けては、こうした先駆的な取組の分野横断的かつ面向的なコーディネートを後押しする必要がある。また、目指すべき将来像である「持続可能な資源利用の定着」が実際の社会経済活動に実装された姿を都民・事業者等に提示し、行動変容やビジネス転換等を加速することが重要である。

【施策強化の方向性】

・先駆的な2R・水平リサイクル等を先行実装したエリア・コミュニティの創出

資源循環に資する技術やサービス、素材の種類等を問わず、サーキュラー・エコノミーを目指した取組を先行的に集中実装するエリアの創出と横展開を図ることで、社会システムとしての資源循環の定着や、技術・ビジネスの更なる普及拡大、都民・事業者等の行動変容促進を目指していくべきである。

● サーキュラービジネスの活性化

【現状と施策状況】

都は、静脈ビジネスの活性化に向けて、スタートアップ企業等との連携も図りつつ、実証事業等を通じ資源循環・廃棄物処理のレベルアップや都民・事業者等の資源循環に係る取組を促す新たなサービス・ビジネスモデルの創出支援を実施している。

【施策を巡る課題】

サーキュラービジネスの創出と社会実装の拡大に当たっては、環境政策としての取組の有効性や実効性の観点に加え、ビジネスとしての自走性や社会的な受容性、認知度などの諸課題や、多くの人口・企業・資金等が集積している東京の特性を踏まえつつ、取組を後押ししていくことが重要である。また、アップサイクルやシェアリング等といった新たな売り方・使い方、e-コマースの普及など、社会経済活動の変化を踏まえた取組を促進する必要がある。

【施策強化の方向性】

・サーキュラービジネスの更なる活性化

実証事業等の実施による社会実験の場の提供や関係法令等に関する技術的助言などを通じ、産業・経済部局とも連携を図りつつ、スタートアップを含む事業者がチャレンジしやすい環境の整備や支援を展開するべきである。また、新たに創出されるサービスやビジネスモデルの主流化に向けて、企業、金融機関、自治体、専門家等とのネットワーキング機会を提供するとともに、循環経済型ビジネスの情報発信強化や活用しやすい環境整備を通じて、動静脈連携やイノベーションの創出を促進していくべきである。

スタートアップ企業との主な連携・実証事例

連携事業者	概要
株式会社イーアイアイ	飲料容器の選別作業におけるAIロボットの導入
レコテック株式会社	商業施設（アパレル店舗）から発生するきれいなプラスチックの効率的回収・リサイクル事業【pool事業】
株式会社yuni	寝具由来ポリエチレンの再生素材化研究開発事業
株式会社ごみの学校	「学ぶ、感じる、やってみる」ことで進む資源循環体験プログラム
株式会社クラダシ	食品ロスになる可能性がある業務用食品・食材の冷凍弁当等へのアップサイクル、オンライン等販売

3 計画の柱③ 社会課題に対応した強靭で安定的な廃棄物処理システムの確保

■ 施策領域7 社会構造の変化に対応した廃棄物処理システムの更なる充実・強化

今後見込まれる人口減少や担い手不足等の社会構造の変化に的確に対応し、社会基盤としての廃棄物処理システムの維持・発展を目指すため、自治体・業界団体等と連携し、デジタル技術の活用を中心に廃棄物処理のB P X*を推進するとともに、区市町村における廃棄物処理の広域化・集約化の検討を促進していくべきである。

* (Business Process Transformation、組織を超えた業務の変革を企画)

● 廃棄物処理のB P X推進等による事業効率化と労働環境改善

【現状と施策状況】

都は、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対し、適正処理・事務の効率化に資する電子マニフェスト利用を促進するなど、各種事務・事業の電子化を推進している。また、労働集約型の事業運営が多い廃棄物処理の高度化・効率化を図るため、産業廃棄物処理業者に対し、D Xを活用したセキュラリ・エコノミーに貢献する新ビジネスの創出を支援している。

【施策を巡る課題】

資源循環の更なる進展に向けては、深刻な人手不足や労働環境の改善、セキュラリ・エコノミーへの対処など、多様な課題を抱える静脈産業の下支えとレベルアップを関係主体が一丸となって進めていくことが重要である。とりわけデジタル技術は多くの手続・申請報告等が存在する廃棄物処理業務の効率化・省人化や、処理の高度化・強靭化、業界の働き方改革など様々な効果が期待できることから、廃棄物処理のD Xを積極的に推進していく必要がある。

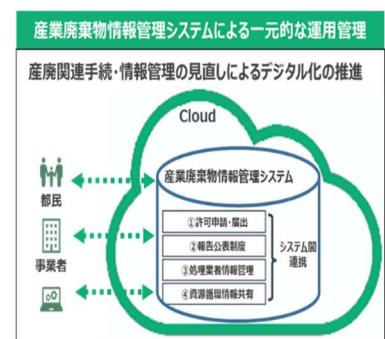
また、国は2024（令和6）年に、区市町村の一般廃棄物処理業務に係る価格転嫁・働き方改革等の促進に向け、対応すべき重要事項を通知したところであり、賃金や物価の急激な上昇、昨今の猛暑に伴う熱中症リスク増大など、社会環境の変化を踏まえた継続的で安定的な適正処理の確保が必要となっている。

【施策強化の方向性】

・廃棄物処理システムの充実・強化に向けたB P X推進等の加速

各種許認可手続・申請報告の一元化や事業者の資源循環に関する情報共有等に向け、都独自の産業廃棄物手続等デジタルシステムの構築や廃棄物処理プロセスのD Xを一層促進することで、業界の生産性向上や労働環境改善を図りながら、セキュラリ・エコノミーの活性化を推進すべきである。

また、深刻な担い手不足の中でも、止めることができない住民の生活に密着した区市町村の廃棄物収集運搬の効率化や価格転嫁・働き方改革（暑さ対策等）の対応を促すため、業務マニュアルや相談窓口を通じた技術的助言、熱中症対策を含む労働環境改善の後押しなど、総合的な支援を実施していくべきである。

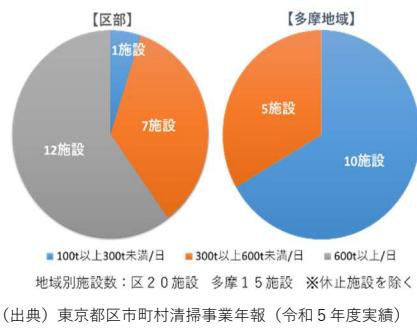


● 一般廃棄物処理の広域化、処理施設の集約化

【現状と施策状況】

都内のごみ排出量は既に減少傾向にある中、2030（令和12）年をピークに都内的人口は減少に転じると予測され、ごみ排出量は今後も減少することが見込まれている。都は、1999（平成11）年3月には「東京都ごみ処理広域化計画」を、2023（令和5）年3月には「東京都における今後のごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の方向性」を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進している。

ごみ焼却施設の焼却規模別数



【施策を巡る課題】

2024（令和6）年3月、国は、都道府県が主体となり、2050（令和32）年までを計画期間とする「長期広域化・集約化計画」を2027（令和9）年度末を目途に策定するよう通知を発出した。都においても、人口とごみの減少を前提としたコスト縮減等の持続可能な適正処理の確保に加え、廃棄物処理施設の脱炭素化や再資源化技術の高度化・効率化等の観点からも、中長期的な視点で更なる廃棄物処理の広域化や施設の集約化に向けた検討を行う必要がある。また、検討に際しては、地域の実情や都民生活への影響等を踏まえるとともに、将来における再資源化の進展等を見据え、ごみ焼却施設だけでなく再資源化施設等についても検討の対象とすることが重要である。

【施策強化の方向性】

・新たな「長期広域化・集約化計画」の策定

区市町村等との協議のもと、再資源化施設を含む都内の廃棄物処理施設について、2050（令和32）年を見据えた長期広域化・集約化計画を策定するとともに、広域化・集約化に係る促進策の検討を推進していくべきである。

■ 施策領域8 資源循環・廃棄物処理の基盤を成す適正処理の確実な遂行

持続可能な資源利用の実現には、その基盤を成す適正処理の確実な遂行が不可欠であり、近年社会課題化しているリチウムイオン電池問題など、安定的な資源循環・廃棄物処理を妨げる諸課題への対処を強化・加速していくべきである。

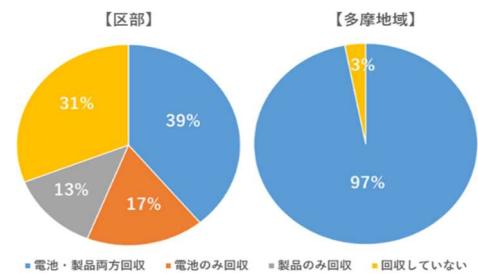
● リチウムイオン電池対策

【現状と施策状況】

近年、廃棄物の収集運搬や中間処理時において、リチウムイオン電池に起因する発火事故等が全国・都内で発生している。

都は、「リチウムイオン電池 混ぜて捨てちゃダメ！」プロジェクト等を通じた危険性の注意喚起や、複数自治体を広域的に調整し、回収・資源化を行う事業、大学

リチウムイオン電池の行政回収状況（2025.4時点）



と連携した安全・安心な処理フローの構築等を通じ、区市町村の取組を支援している。

【施策を巡る課題】

2025（令和7）年4月に、国から市町村に家庭から排出される全てのリチウムイオン電池の回収体制の構築を求める通知が発出されたほか、8月には、資源有効利用促進法の対象品目にモバイルバッテリー、スマートフォン、加熱式たばこデバイスの3品目が追加となる方向性が示された。都内では、回収未実施や一部電池のみ回収の自治体も未だ存在しており、都民が身近で排出できる環境の更なる整備が必要である。また、電池回収の徹底に向けては、適正処理や再資源化を行うことができる事業者が限定されることや、回収時の安全確保等も課題となっている。

【施策強化の方向性】

・回収対象の拡大及び回収ルートの拡充

都内自治体によるリチウムイオン電池の回収対象を拡大するため、地域の特性に応じて回収から処理までの安全かつ安定的な国内資源循環ルートの確保に向け、更なる施策を推進するべきである。

・適正排出の徹底と安全対策の強化

廃棄物処理過程における火災事故が多発する中で、国や事業者団体等とも連携し、分別排出を一層促進するためのインセンティブとなる施策の検討も含め、適正排出の徹底に向けた取組の強化を図るとともに、分別回収から保管・運搬・処理における実効性の高い安全対策の普及を後押しすべきである。

● 不法投棄対策を通じた適正処理の推進

【現状と施策状況】

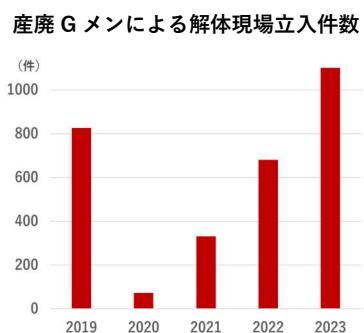
都は、不法投棄の主な発生源である解体工事現場や、廃家電等の違法な収集を行う不用品回収業者、不適正な処理を行う金属スクラップ業者等に対して、産廃Gメンによる立入指導等を実施している。

また、東京都、近隣の11県、25政令市37自治体からなる産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム37）において、産業廃棄物車両の一斉路上調査を行うなど、広域的な対策を推進している。

【施策を巡る課題】

対策の進展により産業廃棄物の不法投棄は着実に減少しているものの、不適正処理の事案が複雑・巧妙化しているほか、都県境をまたぐ広域的な移動を伴う不適正処理や、工事現場内における産業廃棄物の残置・埋却などの事案も未だ散見されている。

また、廃家電等が違法に収集され、環境汚染防止の措置がされないままスクラップとして海外に輸出される事例が発生している。今後も、金属資源価格の上昇が見込まれる中、金属以外の資源も含め、廃家電等の不法投棄リスクの高まりとともに、不適正な処理が行われた場合の環境汚染を防止することが必要となっている。



【施策強化の方向性】

・発生源からの不法投棄対策と複雑・巧妙化する不適正処理対策の推進

解体工事現場等への立入指導に加え、苦情・通報に基づく不適正処理事案については、産廃スクラム37構成自治体や警察等と連携した立入指導、普及啓発を強化するとともに、困難事案については弁護士相談等も活用しながら対策を推進するべきである。

・不適正なスクラップ業者・不用品回収業者対策の推進

不適正なスクラップ業者や違法な不用品回収業者に対し、警察や区市町村等とも連携して効果的な啓発を展開するとともに、産廃スクラム37においても不適正ヤード対策等の課題の共有を含め、一層緊密に連携・協力して対応していくべきである。

■ 施策領域9 災害廃棄物対策の一層の推進

2023（令和5）年9月に改定した東京都災害廃棄物処理計画を基本として、大規模地震・台風等への支援対応を踏まえた対策の強化も図りつつ、近い将来に発生すると想定されている首都直下地震や、近年頻発する豪雨・台風などの大規模自然災害への備えとして、災害廃棄物対策の一層の強化を図っていくべきである。

● 来たるべき災害への備え

【現状と施策状況】

都は災害廃棄物処理計画に基づき、一部事務組合・構成自治体が策定・改定する災害廃棄物合同処理マニュアルについて、伴走型で技術的な支援を実施している。また、都内発災時、各自治体が主体的に災害廃棄物処理を進めることができるよう、区市町村・一部事務組合における災害廃棄物処理に係る人材育成を進めている。

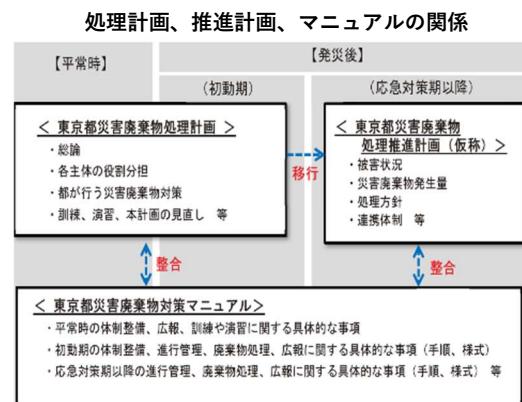
【施策を巡る課題】

災害廃棄物処理計画や災害廃棄物処理対策マニュアルにおいて、平常時・初動期・応急対策期以降の体制整備、進行管理等の具体的な手順等を定めているが、区市町村等が速やかに合同処理体制を構築するための事前準備や、各自治体で災害廃棄物処理実務の中核を担う人材が依然として不足している。また、発災後における円滑な仮置場の設置・運営や、し尿処理を進めるためには、平時から状況に応じた検討が必要である。

【施策強化の方向性】

・災害対応力の一層の強化

災害廃棄物合同処理マニュアルの策定により関係者間の認識共有化を図るとともに、実務的な専門知識の習得を目的とした専門人材の育成研修を実施するべきである。このほか、区市町村自らが仮置場の用地を確保できるよう指導・助言を実施するとともに、災害廃棄物の処理に関して、広域的な観点から支援・受援それぞれの事務処理フローの明確化に向けた取組を推進していくべきである。



● 大規模地震・台風等への支援対応を踏まえた対策の強化

【現状と施策状況】

都及び都内自治体は、東日本大震災等の経験を活かし、令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理支援のため、石川県庁及び県下自治体へ職員を派遣し、初動対応のみならず公費解体の体制構築に向けた支援を行うとともに、都内自治体等の清掃工場で災害廃棄物の受入処理を実施した。



また、能登半島地震で発生した災害廃棄物を広域処理する際の輸送手段や、今後の首都直下地震等における処理対応力を確保するため、鉄道輸送用コンテナを新造し、保管・維持管理を実施しているほか、現在、2025（令和7）年10月の令和7年台風第22号及び第23号で被災した八丈町に対し、災害廃棄物処理の支援を行っている。

【施策を巡る課題】

これまでの災害廃棄物処理支援で得られた課題、知見を踏まえ、都内における災害廃棄物対策のより一層の実効性確保を図っていくことが重要である。特に、災害廃棄物処理に係る事務委託の区市町村と都の間での認識共有や、解体廃棄物の早期処理に向け、倒壊家屋等の公費解体・処理について、都内区市町村での認識の共有が必要である。

【施策強化の方向性】

・支援対応経験を活かした災害廃棄物対策の強化

災害廃棄物処理計画に基づく訓練・演習等を通じて、事務処理委託に関する考え方を含め平常時から区市町等職員との連携強化を一層推進するとともに、2024（令和6）年6月に環境省が策定した公費解体マニュアルに関する研修を実施するなど、区市町村職員の制度への理解促進に向けた取組の深化を図っていくべきである。

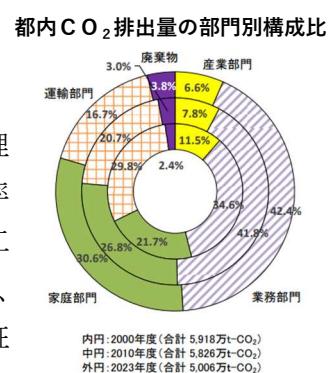
■ 施策領域10 廃棄物処理システムの脱炭素化とシナジー施策の展開

2050（令和32）年CO₂排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京」の実現に向け、資源循環分野からも脱炭素への貢献に資する取組を推進するとともに、他の行政課題等への貢献を図りつつ、資源循環・廃棄物処理施策自体の効果も高めるシナジー施策を積極的に展開していくべきである。

● 資源循環・廃棄物処理システムにおける脱炭素施策の推進

【現状と施策状況】

都はゼロエミッション東京の実現に向け、資源循環・廃棄物処理分野でもプラスチック焼却量の削減やDXによる収集運搬の効率化等、脱炭素への貢献にも資する取組を推進している。都内清掃工場では、多くの施設で廃棄物発電や熱利用が導入されているほか、一部の清掃工場では事業者との連携によるCO₂回収の技術実証を実施している。



(出典) 都内の最終エネルギー消費及び
温室効果ガス排出量(2023年度速報値)

【施策を巡る課題】

資源循環・廃棄物処理業は多数の機器や車両等を保有しており、施設・設備の運転にも多くのエネルギーを要することから、これらの脱炭素化を進めていくことが必要である。また、廃棄物の焼却においても、焼却に回る廃棄物の最小化を第一としつつも、並行して焼却過程で発生するエネルギーやCO₂の回収・有効利用、利活用先の拡大等を推進することが重要となる。

【施策強化の方向性】**・「カーボンニュートラル廃棄物処理業」への転換促進**

廃棄物処理施設等への再エネ設備の設置や再エネ電力への切替え、高度処理にも資する省エネ設備の導入、保有車両のZEV（ゼロエミッションビークル）化、AI配車の活用など、気候変動対策とも連携し脱炭素型廃棄物処理業への転換支援を検討すべきである。

・清掃工場における脱炭素施策の推進

施設更新・大規模改修を契機とした高効率な廃棄物発電の導入や、発生エネルギーの更なる有効利用（資源化施設併設によるエネルギー活用や、地域供給の拡大）を促進するとともに、CO₂回収やバイオエタノール化など再資源化技術等の新技術の活用や利活用先の拡大等についても技術開発動向を踏まえつつあわせて検討していくべきである。

● シナジー施策の積極的展開**【現状と施策状況】**

都は未利用食品のフードバンクへの提供促進（食品ロス対策×福祉施策）や、家庭の油回収キャンペーン（SAF×東京2025世界陸上）、みんなのメダルプロジェクト（小型家電リサイクル×東京2020大会）等、他の行政課題等への貢献を図りつつ資源循環・廃棄物処理施策自体の効果も高めるシナジー施策を実施している。

区市町村においても、学校給食の堆肥化・地域還元（食品ロス対策×教育・地域施策）や高齢者等へのふれあい・見守り収集（ごみ収集×福祉施策）など、地域課題への対処も視野に、住民に身近な区市町村ならではの様々な施策を展開している。

【施策を巡る課題】

前述のとおり、国は第五次循環型社会形成推進基本計画において、サーキュラー・エコノミーへの移行を循環型社会の形成はもとより、気候変動・生物多様性・産業競争力強化・経済安全保障、ウェルビーイング／質の高い生活の実現等の諸課題への対処に貢献できるものとして、国家戦略に位置付けている。都をはじめとする自治体施策においても、資源循環・廃棄物処理施策単体での施策検討だけでなく、他の行政課題への対処や都民生活・事業活動の向上等との相乗効果を意識した施策立案を積極的に行っていくことが重要である。

【施策強化の方向性】**・シナジー施策の開拓・展開**

天然資源から再生資源への活用拡大（資源循環×生物多様性保全）、サーキュラービジネスの活性化（資源循環×ビジネス支援）や家庭用エアコンのリサイクル（家電リサイクル×

- 1 フロン対策)など、シナジー効果を踏まえた都施策の企画立案を進めるとともに、区市町村
- 2 や事業者等が行う創意工夫を凝らした施策の事例共有、横展開を推進していくべきである。
- 3

■ 資源循環・廃棄物処理の更なるイノベーション

持続可能な資源利用の実現に向けては、優れた技術・仕組みを活用し、社会システムとしての資源循環・廃棄物処理により一層のイノベーションを創出していくことが重要である。

廃棄物からS A Fの原料となるエタノールを製造する技術や、下水汚泥からりんを回収する技術など、施策に関連した新技術の実装を進めることに加え、静脈産業の労働環境の改善等の観点からも類似分野における普及技術等の移入にも大きなポテンシャルがあることから、今後、こうした視点も持ちながら、関係主体との連携のもと、イノベーションの促進を積極的に図っていくべきである。

■ 質の高い統計データ等を活用した実効性の高い施策展開

サプライチェーン全体を視野に入れた施策に本格的に着手していくに当たっては、行政統計の外にある廃棄物等も含めた東京全体のモノの流れを経年にわたり捕捉していくことが重要である。

現在、国は循環利用量等の算出精度向上に向けた検討を進めているところであり、都も国の動向を注視し、効果的なデータを活用した施策を展開していくべきである。

■ 時代や状況の変化に対応した弾力的な施策展開

資源循環・廃棄物処理を巡る動向が目まぐるしく変化を続ける中、時機を逸することなく実効性の高い施策を展開していくためには、社会情勢の変化や取組の進捗状況等に鑑みながら、隨時施策のアップデートを図っていくことが不可欠である。

都は、多様な主体との連携のもと、今後取組の加速・進展を促すために必要な視点や地域の特徴も踏まえつつ、P D C Aサイクルを継続的に実施することで、持続可能な資源利用の実現に向けた歩みを確かなものにするとともに、大都市・東京の責務として、日本、そして世界の資源循環・廃棄物処理をリードしていくべきである。

類似分野の技術移入の例

普及技術等	導入元業界	移入先
A I自動配車システム	運輸業界	収集運搬における配車業務
データサイエンスによる作業行動解析	製造業界	土間選別における選別作業
ロボット選別	製造業界	ライン選別における分別作業

国の一括検討調査例

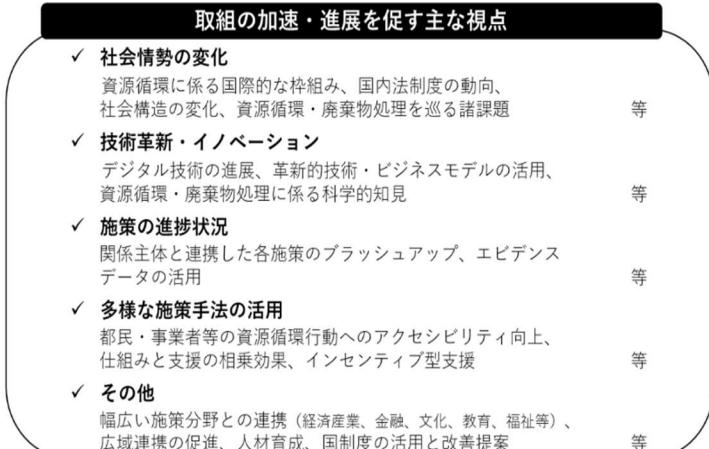
II. 循環利用量調査における廃棄物等の「等」の把握状況 一般廃棄物の処理・再資源化ルート別の把握状況（先行研究事例）

未把握の一般廃棄物フローに関する先行研究¹⁾では、一般廃棄物の処理・再資源化ルートと自治体での把握状況を以下のとおり整理している。

種類	処理・再資源化ルート	状況
家庭系	行政 市町村による回収	把握
	民間 自治会等による集団回収	把握
	小売業者による店頭回収 (紙パック、食器トレイ、ペットボトル、缶、びん等)	未把握
	再資源化業者による回収 (古紙、家庭製品等)	未把握
事業系	資源ごみの抜き取り	未把握
	行政 市町村による回収	把握
	民間 再資源化業者による回収 (古紙、食品廃棄物等)	未把握
	産業廃棄物への混入	未把握

¹⁾ 渡辺伸、長野朝子、立尾浩一、橋本征二、廃棄物資源循環学会論文誌、Vol.30, pp.62-72, 2019
(出典) 環境省「廃棄物統計等の精度向上に関する検討調査報告書」
(循環利用量調査改善検討会、2024.3)

1



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

14

卷末資料

15

プラスチック対策強化の方向性

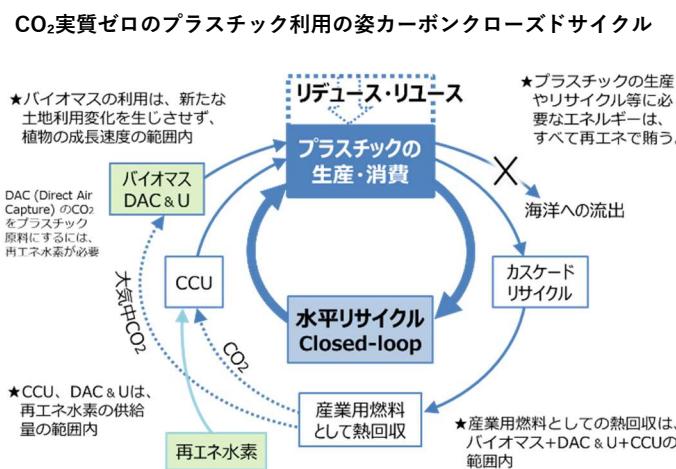
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

1 プラスチック資源循環を巡る状況

(1) 国内外の動向

都は、2050（令和32）年CO₂実質ゼロの持続可能なプラスチック利用の実現に向けた基本的考え方と施策を提示した「プラスチック削減プログラム」を2019（令和元）年に策定した。その中では、家庭と大規模オフィスビルから排出されるプラスチックの焼却量を、2030（令和12）年までに2017（平成29）年度比で40%削減することを目標に掲げ、使い捨てプラスチックの抑制や循環利用の高度化に向けた各種施策を展開している。

この間、国内外では、プラスチック資源循環を巡る動きが加速している。EUなど先進諸国を中心に、プラスチック製品の設計段階からの規制や、再生材の使用義務化、汚染対策のための国際条約交渉なども進められてきた。国内でも、2022（令和4）年に施行された「プラスチック資源循環法」をはじめとして、プラスチック排出抑制や回収・再資源化のための法的枠組の整備が進展し、循環経済への移行に向け、我が国は大きな転換点を迎えている。



(2) 2035（令和17）年度目標の設定と施策の強化

都内の家庭と大規模オフィスビルから排出されるプラスチックの焼却量は、2023（令和5）年度時点で約70万トンである。コロナの防疫的な観点の影響もあったと思料されるものの、2017（平成29）年度からほぼ横ばいの状況が続いている。都は2025（令和7）年3月に、「2050東京戦略」において、2035（令和17）年までに2017（平成29）年度比でこれを50%削減する新たな中期目標を設定した。2030（令和12）年・2035（令和17）年の各中期目標、ひいては2050（令和32）年長期目標の達成に向けては、施策の更なる強化・加速化が不可欠である。



2 施策の強化の方向性

以上を踏まえ、本章では、これまで都が実施してきた施策について、それぞれの現状と課題を振り返り、今後の強化の方向性を示す。

(1) 家庭系廃プラスチック資源循環の推進

2Rを基調とした社会に向けては、ライフサイクルの上流でのリデュース、リユースの取組を徹底していく。加えて、喫緊の対策として、各自治体での分別収集の拡大・収集量底上げに向けた更なる取組強化や、プラスチック製の粗大ごみ等の水平リサイクルを推進していく。プラスチック資源循環に必要な環境整備を進めるとともに、プラスチックの徹底した分別等に取り組む意義や環境への影響等の情報発信を通じて、都民一人ひとりの意識啓発を図り、行動変容を促進していく。

■ 2Rビジネス（CtoC、BtoC）の普及拡大

オンライン市場を中心とした衣類や家具等のリユース取引や、傘やモビリティなどのシェアリングは、近年、多様化・拡大している。その他、中古品販売や修理、アップサイクルの取組や、シェアリングステーションを公共施設等に設置する取組も進んでいる。

一方、仕組みやメリットについての情報不足や、デジタル機器に不慣れな層の利用しさら、手間を惜しむ心理などもあり、いまだ普及拡大の余地が残る。また、不用品の買取りとは別に、処理・処分を依頼する際に、無許可事業者による回収時のトラブル事例も発生している。

今後は、2Rビジネス活用などを奨励するとともに、利用のサポートにつながる情報発信・啓発の強化に加え、このような取組を行う自治体の後押しを強めていくべきである。これに併せて、適正なごみ処分ルールの周知や無許可事業者に関する注意喚起も行い、安心して利用できる環境を整え、社会定着を図っていくべきである。

■ 自治体が主導するリユースの取組の拡大

都はこれまで、地域イベントでのリユース容器利用など、都内自治体のプラスチック2Rの取組を支援してきた。

都内自治体がごみとして出す前にリユースを促進するため、リユース事業者等と連携した各種物品の回収・販売、粗大ごみの修理再販等の取組が進みつつある。



(出典) 東京都八王子市ホームページ

1 一方、こうした事業を安定的に運用するには、選別修理や発送等に係る負担が課題になって
2 いる。また、回収拠点増等による住民の利便性向上や、再販率の向上の工夫も重要である。

3 今後は、プラスチックに限らず、幅広い製品のリユースの取組を強化しようとする自治体を
4 後押しする枠組みを検討するとともに、自治体同士の知見共有や事業者との連携促進、住民へ
5 の広報強化を促進していくべきである。

6 ■ 家庭ごみ容器包装プラスチック・製品プラスチックの分別収集

7 都はこれまで、削減目標の対象である焼却量約70万トン（2017（平成29）年度）の大半が
8 家庭系廃プラスチックであることを踏まえ、自治体に対して、優良事例の共有や財政的支援等
9 により、プラスチックの分別収集とリサイクルを強力に後押ししてきたところである。

10 一方で、製品プラスチックは分別収集量が増えるにつれて、自治体の財政負担が増加する構
11 造的な課題があることや、資源化可能な多少汚れている容器包装プラスチックも可燃ごみ等に
12 混入している場合が多いなど、更なる分別収集量の拡大に向けた対応が必要である。また、区
13 部と多摩地域では一人当たりのプラスチックの焼却量やリサイクル量に大きな開きがある。

14 今後は、家庭における排出抑制には、まず、ワンウェイプラスチック製品の受取辞退やリユ
15 ース・シェアリング等の利用促進等に向けた一層の啓発強化が重要となる。

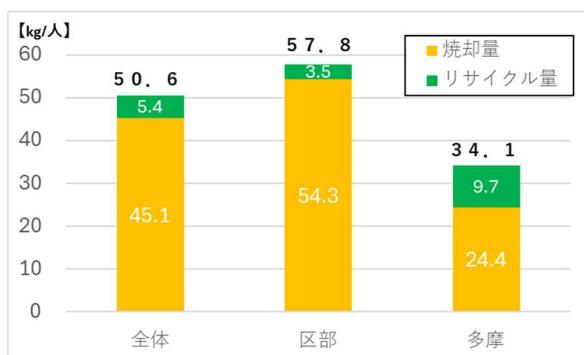
16 その上で、経済的インセンティブが働く形で排出抑制やプラスチックの分別レベルの向上に
17 も資する家庭ごみ有料化の検討や、プラスチック資源循環法に基づく再商品化計画の大蔵認定
18 制度の活用等、各自治体が3Rを進めるための様々な枠組の検討を促進すべきである。

19 また、各自治体のプラスチックの回収・リサイクルの状況等を経年で分析することにより、
20 排出量、リサイクル量等から焼却量の削減に向けた有効な施策を見いだし、特に、多摩地域で
21 のプラスチックの焼却量が少ない自治体の優良な取組等を横展開していくべきである。加え
22 て、自治体ごとの各種施策、分別レベル、容器包装や製品などの種別、排出量の情報等を、
23 プラスチックのリサイクル施設の広域化・集約化に向けた取組にフィードバックするとともに、
24 効率的な施設整備・運営につなげていくべきである。

25 さらに、プラスチックの分別回収・リサイクルの実施に当たっては、近年急増しているリチ
26 ウムイオン電池内蔵製品がプラスチックごみに混入し、収集運搬や処理過程での火災事故が多
27 発していることから、リチウムイオン電池
28 内蔵製品の適切な分別・廃棄方法について
29 も、一体的に普及啓発を展開していくべき
30 である。

31 これらの取組に加え、高度処理施設の導
32 入支援等を通じて、これまで資源化に適さ
33 なかつた性状の汚れたプラスチックの資源
34 化手法を確立するなど、資源化率の更なる
35 向上を図っていくべきである。

一人当たりの家庭系プラ焼却量等の状況（2023（令和5）年度）



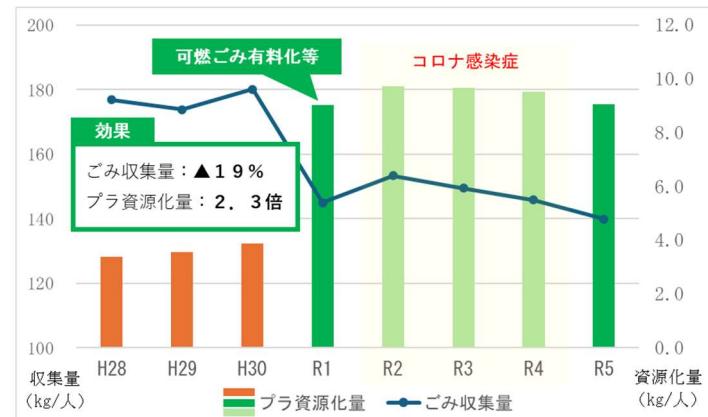
【コラム】家庭ごみの有料化に合わせた容器包装プラスチック資源化の事例 -小平市-

小平市では、平成30（2018）年度まで、軟質の容器包装プラスチック（ペットボトルや白色トレー、ボトル類やたまごのパックなどの硬くて形のあるものを除く。）を可燃ごみとして収集していた。

東大和市と武蔵村山市と合同で構成している一部事務組合において、令和元（2019）年度から資源物中間処理施設を集約化したことに合わせ、家庭ごみ収集を有料化し、全ての容器包装プラスチックについても資源物として分別収集を開始した。その際、分別のインセンティブが働くよう、容器包装プラスチックの収集袋の料金を可燃ごみや不燃ごみと比較して低額に設定した。

こうした取組の結果、可燃ごみと不燃ごみの収集量が全体で約19%削減、またプラスチックの資源化量は約2.3倍に増加するなど、ごみの総排出量抑制と分別促進、資源化量増加につながった。

小平市のごみ収集量及びプラスチック資源化量の推移



■ 製造・販売事業者等による自主回収拡大

拡大生産者責任の下、製造者や小売業者による店頭回収・自主回収の取組が進んでいる。都においても、業界団体や事業者と連携し、ペットボトルのボトル to ボトルや衣類の纖維 to 纖維に係る実証事業等を進めてきた。

また、店頭では、比較的きれいに分別され、洗浄されているプラスチック容器包装等が回収されている一方で、店舗によって回収品目が異なっており、住民からすると利用しやすさに差がある。また、容器包装リサイクル法では、容器包装の製造、輸入、利用等を行う事業者にリサイクル費用等の負担が義務付けられている。一方で、店舗等で自主回収した分については負担軽減の措置はあるものの、保管・処理費等の負担がそれを上回ることがあり十分でない。

今後は、店舗での回収品目の公開などにより取組を奨励することや、中小規模店舗等を含む広域回収ルートの構築等により、実施品目・店舗の拡大やルート多様化を図っていくべきである。加えて、自主回収事業者等に対する更なる負担の軽減について、国への提案も行っていくべきである。

回収ボックスイメージ



（出典）スーパー・マーケット・ライフ ホームページ

■ プラスチック製の粗大・不燃ごみ等の水平リサイクル

破損・経年劣化等でリユースに適さない使用済みプラスチック製品に係る粗大・不燃ごみについては、水平リサイクルを進める必要がある。

1 都はこれまで、素材が均質かつ排出量が多い衣装ケースやポリエステル製布団等の水平リサイクルの実証事業を進め、社会実装を後押ししてきた。

2 こうした取組には、自治体での保管場所や車両の確保等が必要となるため、粗大ごみ等をきれいな状態で破損等を防止するための梱包・保管の工夫や、適切な回収頻度の設定、広域ルート等の構築により、回収量を増やし、採算性を向上させることが重要である。

3 今後は、衣装ケースや布団等については、より多くの自治体が参加して、スケールメリットを生かし、複数の広域ルート化を図っていくべきである。また、プラスチック素材が同質な品目については、衣装ケース等と併せて回収を開始するなど、対象品目の拡大も含め、資源化の拡大を促進していくべきである。

多く出される粗大ごみ（2023（令和5）年度・区部）



（出典）東京二十三区清掃一部事務組合 ごみれば 23

1 (2) 事業系廃プラスチック資源循環の推進

2 東京に数多く存在する大規模オフィス等においては、2R・水平リサイクルを導入していく
3 ことが重要である。併せて、事業系廃プラスチック全般の包括的な資源循環に向け、リサイク
4 ル実態のトレーサビリティ確保や事業者等への普及啓発にも取り組むべきである。

5 ■ 大規模オフィス等における2Rビジネスの導入拡大

6 都はこれまで、オフィスや商業施設においてマイボトルやリユース容器導入を促進するなど、
7 2Rビジネスの芽の創出と普及拡大に向け、事業者や企業間連携の支援を進めてきた。

8 一方で、初期投資や輸送コストの負担から、導入店舗等が限定的になるなど、本格的な普及
9 には至っていない。

10 今後は、近年増加しておりマイボトルの促進にもつながる給水スポットの認知度の向上を図
11 るとともに、マイボトルの利用を促進する事業者の取組等を継続的に支援していくべきである。
12 また、ビル全体でのリユース容器の共同利用等、採算性と利便性を両立するような取組を促進
13 するとともに、リユース容器等に限らず、近年広まりつつあるオ
14 フィス什器や用品等のリユースやシェアリング・レンタル等、B
15 to Bの2Rビジネスについても、一層の多様化・拡大に向け、事
16 業者の取組を後押しすべきである。

17 加えて、2Rビジネスの事業者や事業内容について情報を収
18 集・蓄積し、新たな事業者の参入を後押しするような情報・好事
19 例の発信やマッチング機会の提供、新たなビジネスの構築に向け
20 たプッシュ型でのサポート強化等に活用していくべきである。

マイボトル利用促進プロジェクト



21 ■ 大規模オフィス等の廃プラスチック水平リサイクルの促進

22 都は、2Rに取り組み、それでもなお排出されるプラスチックごみについては、水平リサイ
23 クルへの切替えを促進している。アパレル店等の衣料品カバーの水平リサイクルの取組がプラ
24 スチック資源循環法の大臣認定を受けるなど、一部の支援事例においては社会実装化も進展し
25 つつある。

26 このような中でも、大規模オフィスビル等からの弁当がらを含むプラスチックは、自治体が
27 各家庭から収集運搬して回収する容器包装・製品プラスチックの量と比べて、各事業所・テナ
28 ント等の排出量が少なく割高になることや、
29 テナントビル全体で取り組むには、多数の利
30 害関係者との合意形成が難しいことが障壁と
31 なっている。さらに、再生利用（リサイクル）
32 できるものであっても安易に熱回収*として
33 いることが多い。

34 今後は、排出実態や再資源化事業者等の情
35 報の見える化により水平リサイクルへの切替
36 えに向けた環境を整えるとともに、例えば、大

オフィスプラ水平リサイクル実証



1 規模ビルのテナント会議等へ講師を派遣し、再資源化に資するペットボトルなどオフィスから
2 出る廃プラスチックの分別方法などを講義することや、事業所全体での分別ルールや課金方法
3 の変更等の合意形成を伴走型で支援することなどにより、取組を後押ししていくべきである。
4 加えて、海外での大都市の事例も参考にしながら、高度な3Rを実現しているベストプラクテ
5 ィスな好事例を創出して、横展開を図っていくべきである。

6 また、区部ではオフィスビル等から排出されるプラスチック製の弁当がら等も比較的手数料
7 の安い事業系一般廃棄物として、中防不燃ごみ処理施設に出すことができる状況にあるが、排
8 出事業者に対しては、産業廃棄物としての取扱いに切り替え、水平リサイクルへの取組を促進
9 していくべきである。

10 *日本では「サーマルリサイクル」と呼ばれてきたが、国際規格ではリサイクルとは区別され、Energy Recovery エネルギ
11 ーリカバリーに分類される。

12

13 ■ 3Rアドバイザー事業の強化

14 都は、専門的な知見を有するアドバイザーが区市町村とも連携しながら、事業所を訪問し、
15 診断・助言を行う3Rアドバイザー事業を展開している。そこでは、プラスチックに限らず、
16 紙や食品廃棄物等の廃棄物全般を対象に、大規模事業所の3Rのレベルアップに向けた取組を
17 促してきた。

18 一方、都内では数多くの事業所が活動していることから、より多くの事業所に対して、効率
19 的に助言等を行っていくことが課題となっている。また、再生利用（リサイクル）できる廃プ
20 ラスチックについても、熱回収されていることが多く、焼却量の削減効果は可視化できていな
21 いのが現状である。

22 今後は、ウェブ上での自己診断ツールやオンライン相談窓口を活用して、各事業所が自主的
23 に3Rの取組を進められる仕組みを整えてい
24 くべきである。また、危険性が高いリチウムイ
25 オン電池内蔵製品の分別を徹底させるととも
26 に、実際の処理や再資源化プロセスを見える化
27 することにより、弁当がらを含む廃プラスチック
28 については、マテリアルリサイクルなどの高
29 度な処理への切替えを促すほか、紙素材への転
30 換促進を図っていくべきである。

大規模オフィスビルの再生利用率ベンチマーク
(2022(令和4)年度)



■ 都における率先行動の横展開

都は、大規模な排出者である都自らの率先的な行動として、ワンウェイプラスチックの削減に向け、大規模な食のイベントでのリユースカップ利用など、都主催のイベントでのリユース容器利用、職員のマイボトル利用、本庁舎でのペットボトルや廃プラスチックの水平リサイクル等に取り組んでいる。

一方で、出先事業所にも高度リサイクルを拡大する場合、民間事業所と同様に、少量排出が課題となる。また、こうした3Rの取組を都だけで終わらせず、民間事業所等へ横展開していくことも重要である。

今後は、「グリーン購入ガイド」も活用し、2Rの取組を全庁的に進めるとともに、高度リサイクルの全庁展開や、複数の出先事業所を一括した回収ルートの構築の検討を行い、得られた知見や成果を広く情報発信することで、民間事業所での取組も促すべきである。



リサイクルルームの掲示物（都庁舎）

■ 産業廃棄物プラスチックの水平リサイクルルートの見える化

都の焼却削減目標は、家庭と大規模オフィスを対象としているが、資源循環の取組を深化させていく上では、その他の事業所・施設や建設廃棄物等の廃プラスチック対策にも積極的に取り組むことが重要である。

また、再資源化事業者においては、設備や技術・コストの課題に加え、水平リサイクルに取り組むことの意義やメリットへの理解が十分には浸透していない。さらに、排出事業者にとつても、各再資源化事業者のリサイクル方法や、その方法に応じた引き渡し可能な廃プラスチック性状などの条件に係る情報が不足していることが課題となっている。

今後は、水平リサイクルに取り組む事業者を評価する仕組みの構築や、動静脈連携の促進によるインセンティブ強化、DXを通じた優良な事業者情報や取組事例の見える化等を進め、再生プラスチックの需要を見据えた取組全体の高度化等を図っていくべきである。

プラスチックマテリアルフロー図
(2023 (令和5) 年)

(出典) (一社) プラスチック循環利用協会資料

■ 建設廃棄物プラスチックの3R対策

建設リサイクル法上、廃プラスチックは再資源化の義務付けがなく、品目・性状も多様で、特に解体時は汚れやほこりなどリサイクル阻害要因も多いことなどから、分別・リサイクルの導入は限定的である。

1 そうした背景もあり、とりわけ限られた工期の中では、工事関係者においてプラスチックの
2 分別収集に取り組む時間や人手・ノウハウが不足しており、資源化の取組は十分とはいえない
3 い。

4 今後は、分別収集について技術的な助言を行うコーディネータ派遣の取組を更に進め、優良
5 なリサイクル事例の創出につなげるとともに、工事関係者や現場の技術者を対象に、動画等を
6 活用して、プラスチックの3Rに向けた啓発等を強化
7 していくべきである。また、リサイクルを前提とした
8 工期設定や、より長期的な視点で、設計や発注等の上
9 流工程から解体時の廃材3R等の下流工程までを意識
10 した資材利用を奨励するなど、建築物のライフサイク
11 ル全体を見据えた取組も促進していくべきである。

解体現場の混合廃棄物



1 (3) その他プラスチック資源循環につながる各種取組

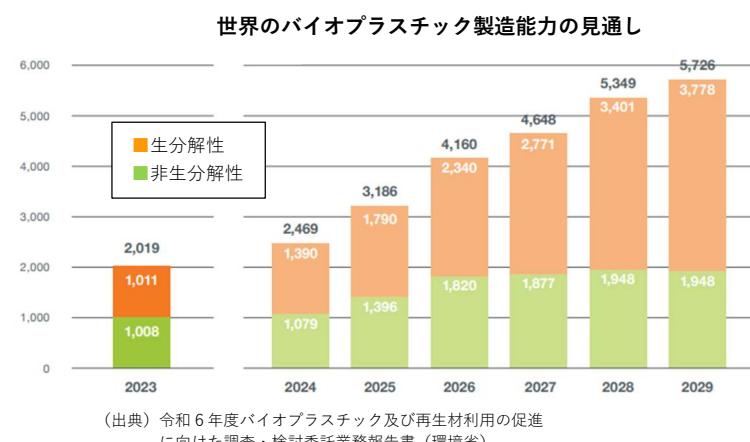
2 プラスチック資源循環の社会定着を図る上では、ここまで整理してきた施策に加え、バイオ
3 マス資源活用や海洋汚染防止に向けた取組等も含め、関連施策を総合的に推進していくことが
4 重要である。

5 ■ 持続可能なバイオマス資源利用の促進

6 プラスチックのリデュースに向けては、バイオマス資源の利用も有効である。都は、都庁舎
7 食堂での紙製ティクアウト容器導入や、ペットボトルの代替として紙製ブリックパックを活用
8 する実証事業等を進めてきた。

9 今後は、代替可能なものから紙や木等のバイオマス素材への転換を進めるとともに、それでも
10 なお製品の耐久性等の性能を確保する上で必要な場合には、バイオプラスチックへの切替え
11 を促進することが重要である。ただし、バイオマス資源への切替えに当たっては、新たな土地
12 利用変化を生じさせないことや、植物の成長速度の関係など、食料との競合等の社会・環境問
13 題にも配慮する必要がある。

14 使い捨てが避けられないプラスチック製品について、バイオ
15 マス資源への転換を促すため、
16 デリバリーやe・コマースでの
17 紙容器への切替えなどを促進し
18 ていくべきである。また、「グ
19 リーン購入ガイド」等も活用し
20 て率先的に調達を推奨し、公共
21 調達からの需要を喚起していく
22 べきである。



24 ■ 法令スキームを活用した高度処理

25 法整備が進み、プラスチック資源循環法第33条に基づく再商品化計画の大蔵認定制度な
26 ど、新たな再資源化・再商品化のスキームの活用も始まりつつある。また、都は、2025(令和
27)年度から高度な中間処理施設整備に対する補助制度も開始したところである。

28 都内や首都圏近郊で、高度選別や水
29 平リサイクルが可能な施設が限られて
30 いることや、受入可能な品目や性状等
31 に係る情報不足も相まって、排出者と
32 再資源化事業者とのマッチングが難
33 しいといった課題がある。加えて、法
34 令スキーム活用に当たっての手続面の
35 煩雑さもハードルの一つとなってい
36 る。

都内・関東近郊の中間処理施設

選別・圧縮・梱包等の中間処理施設(都内)

No.	業者名	高度化	所在地	処理能力(t/日)
1	広陽サービス	光学選別	江東区新木場	48.24
2	首都圏環境美化センター	風力選別	足立区入谷	16.9

水平リサイクル施設(関東近郊)

No.	業者名	高度化	所在地	処理能力(t/日)
1	エム・エム・プラスチック	ペレット化	千葉県富津市	(産)24(ー)73
2	エコスマクトリー	ペレット化	埼玉県本庄市児玉町	(産)88(ー)120
3	TBM	ペレット化	神奈川県横須賀市	109
4	グーン	ペレット化	横浜市金沢区	12.7
5	プラニック	ペレット化	静岡県御前崎市	109
6	Jサーキュラーシステム	ペレット化	神奈川県川崎市	200

1 今後、プラスチックの中間処理施設については、新規整備のほか、製品プラスチックの一括
2 回収に対応するための改造、先進的な選別機器の実装化や運用改善等を含めた中間処理工程の
3 高度化・最適化を図っていくべきである。併せて、再資源化事業者等による受入方法やその性
4 状、品目等の見える化、排出者とのマッチング支援や手続面での伴走型支援を通じて、プラス
5 チック処理の高度化を促進していくべきである。

6 ■ 海洋等への流出防止

7 プラスチック海洋汚染対策への機運は世界的に高まっている。都は、TOKYO 海ごみゼロアク
8 ションによる普及啓発や、河川ごみモニタリング調査、島しょ部での漂着物対策等を進めてい
9 る。

10 都内に散乱したごみがゆくゆくは海洋等に流出してしまう恐れがあることから、都民一人ひ
11 とりがこれを自分ごととしてとらえ、さらにはその問題認識を具体的なアクションへつなげて
12 いくことが重要である。

13 今後は、海ごみに関する情報プラットフォーム機能を
14 強化し、関連する団体等の取組や都民が参加できるイベ
15 ントの紹介等を通じ、普及啓発とともに取組に参画しや
16 すい環境づくりを進めていくべきである。加えて、地域
17 団体やN P O、企業等とも連携し、地域清掃活動を行う
18 区市町村の取組を更に後押ししていくべきである。

19

小笠原における海岸クリーンアップイベント



1 3 今後の施策展開に向けて

2 2022（令和4）年2月から3月にかけて開催された第5回国連環境総会再開セッション（UN
3 EA5.2）において、海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束
4 力のある国際文書（条約）について議論するための政府間交渉委員会（INC）を立ち上げる決議
5 が採択された。

6 INCでは、2022（令和4）年11月以降、これまで6回の会合を開き、国際文書（条約）の策
7 定に関連する作業が進められている。現時点では合意には至っていないが、今後、再開会合を開
8 催し、交渉を継続するとされている。

9 条約交渉の進展状況にかかわらず、世界では人口増加等を背景に、プラスチック生産量の増加
10 が見込まれる中、限られた資源の持続可能な利用を実現するためには、2Rの取組や水平リサイ
11 クルによる再生樹脂の活用が今後ますます重要となる。資源やエネルギーを大量に消費する大都
12 市・東京の責務として、都が果たすべき役割は一層高まっている。

13 都は今後とも、地域の特徴を踏まえつつ、事業者や大学、NPO、国や自治体等、様々な主体
14 と一層連携を深めながら、都民一人ひとりの行動変容を着実に促進することで、2Rを基調とし
15 たライフスタイルの定着と持続可能なプラスチック資源循環の実現を進めていくべきである。

16

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

15 **参考資料**

16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

1 1 東京の廃棄物処理の概況

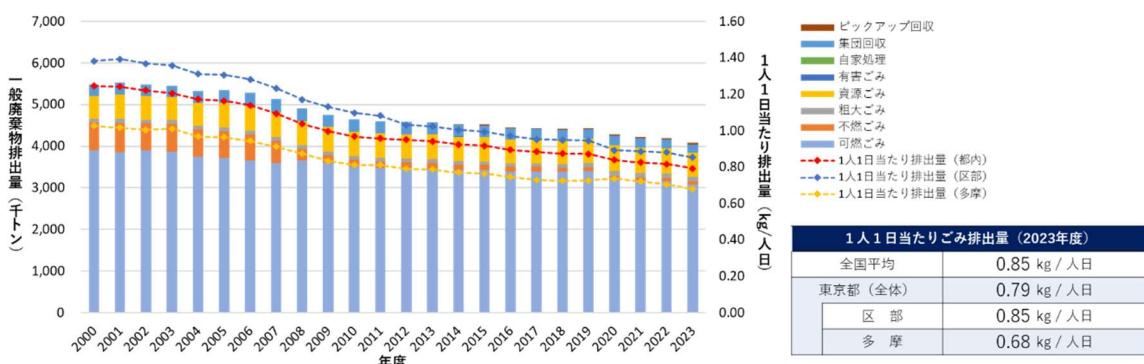
■ 一般廃棄物排出量

都内の2023（令和5）年度における一般廃棄物排出量は408万トンと、2000（平成12）年度の約550万トンから約25%減少している。この間、都内人口は約15%増加しているが、区市町村における3Rの進展等により、1人1日当たり排出量は約35%減少している。

種類別では、排出量の多くを占める可燃ごみがこの20年余りで約20%減少したほか、区部におけるプラスチックごみの収集方法変更に伴い、2007（平成19）年度を境に不燃ごみが大きく減少している。これは、区部ではプラスチックごみを不燃ごみとして収集していたが、プラスチックごみは資源化できるものが多く、資源化に適さなくても熱回収が可能であるため、資源ごみ・可燃ごみとして収集するようになったためである。

なお、現在区部を中心にプラスチックの分別収集の体制整備を行っており、今後資源ごみの増加と可燃ごみの減少が見込まれる。

都内一般廃棄物の種類別排出量等の推移



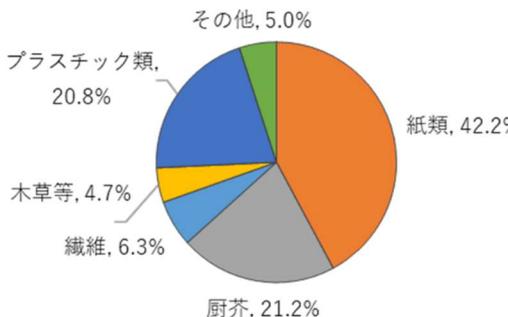
次に、一般廃棄物排出量の8割程度を占める可燃ごみの組成をみると、紙類が最も多く40%程度、次いで厨芥が約25%、プラスチックが約20%、繊維・木草等が各約5%となっている。

区部と多摩地域では組成順に大きな差異は見られないが、既に多くの自治体がプラスチック分別収集を実施している多摩地域は、プラスチックの割合が低く、厨芥や木草等の割合が高くなっている。

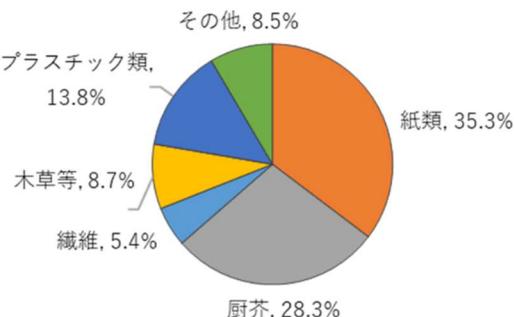
可燃ごみの組成割合（区部・多摩地域）

区部の可燃ごみ組成割合（2023年度）

多摩地域の可燃ごみ組成割合 (2023年度)



1人1日当たり排出量 0.85kg/人日



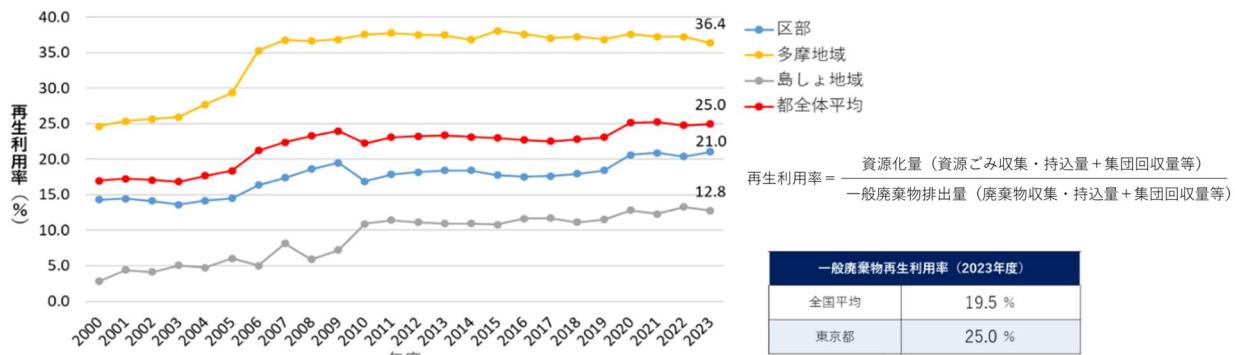
1人1日当たり排出量 0.68kg/人日

■ 一般廃棄物再生利用率

都内の2023（令和5）年度における一般廃棄物再生利用率は25.0%と、2010年代の横ばいを脱し上昇の兆しをみせている。

地域別でみると、最終処分場の埋立余力の逼迫を背景に、家庭ごみの有料化による発生抑制や分別の徹底によるリサイクル推進などを進めている多摩地域の再生利用率が最も高く、これは全国有数の水準にある。

都内一般廃棄物の再生利用率の推移

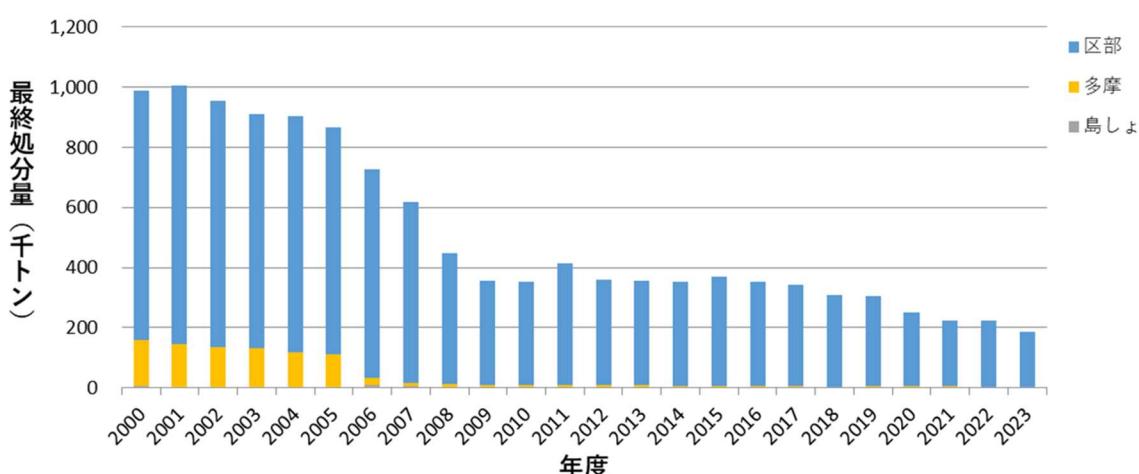


■ 一般廃棄物最終処分量

都内の2023（令和5）年度における一般廃棄物最終処分量は約18.3万トンと、2010年代の横ばいを脱し減少傾向に転じている。

地域別でみると、都内的一般廃棄物最終処分量のほとんどが区部で発生した一般廃棄物であるが、3Rの進展に加え、近年焼却灰の再資源化を進めており、最終処分量は着実に減少している。また、多摩地域の26市3町1村のうち25市1町が加盟する東京たま広域資源循環組合では、家庭ごみの有料化やリサイクルの徹底とともに、焼却灰・飛灰をエコセメント原料として利用することにより、2018（平成30）年度から一般廃棄物の最終処分量ゼロを達成している関係で、多摩地域の最終処分量はほぼゼロとなっている。

都内一般廃棄物の最終処分量の推移



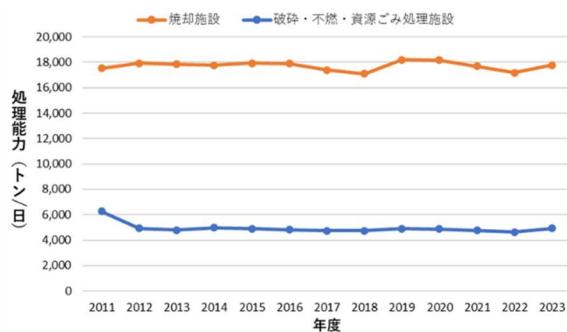
一般廃棄物の処理体制

一般廃棄物の処理体制構築や施設整備については、廃棄物処理法上の処理責任を有する区市町村を中心に行っており、区市町村等や民間処理業者が設置するごみ処理施設の処理能力は施設建替等による変動はあるものの概ね横ばい傾向にあり、処理能力という点では十分な能力を確保している。

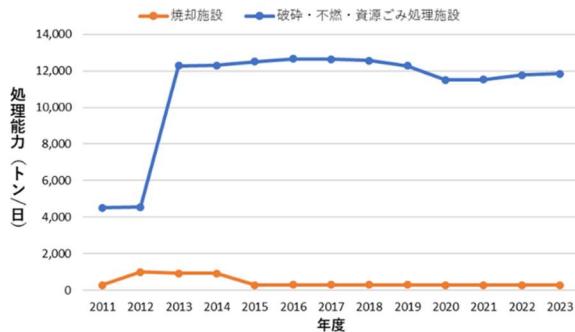
処理施設は一度建設すると数十年にわたり稼働するため、廃棄物処理・リサイクルに係る中長期的な方向性を見極める必要があり、特に資源循環の進展に伴う資源化施設整備や、社会構造の変化に伴う一般廃棄物処理の広域化、処理施設の集約化については重点的に検討することが重要である。

なお、民間処理業者が設置する破碎・不燃・資源ごみ処理施設が2011(平成23)年度から2013(平成25)年度にかけ急増しているが、これは災害廃棄物の処理能力増強に向け、建設廃棄物を処理する一部産業廃棄物処理施設に対し一般廃棄物も処理できるよう許可されたためである。

区市町村等が設置する都内ごみ処理施設処理能力の推移



民間処理業者が設置する都内ごみ処理施設処理能力の推移

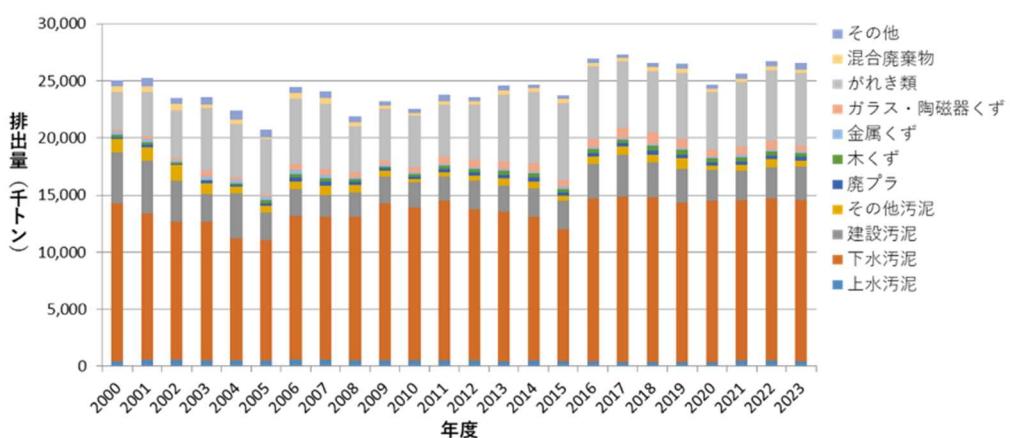


産業廃棄物排出量

都内の2023(令和5)年度における産業廃棄物排出量は約2,650万トンとなっており、総発生量はコロナ影響の色濃い2020(令和2)年度も含め、各年度で増減を繰り返しているものの、概ね2,600万トン前後で推移している。

種類別では、下水処理に伴い排出される下水汚泥が最も多く、全体の半数以上を占めている。次いで、がれき類が約2割、建設汚泥が約1割となっており、下水汚泥を除くと、都内から排出される産業廃棄物には建設工事から排出される建設廃棄物が多くを占めている。

都内産業廃棄物の種類別排出量の推移

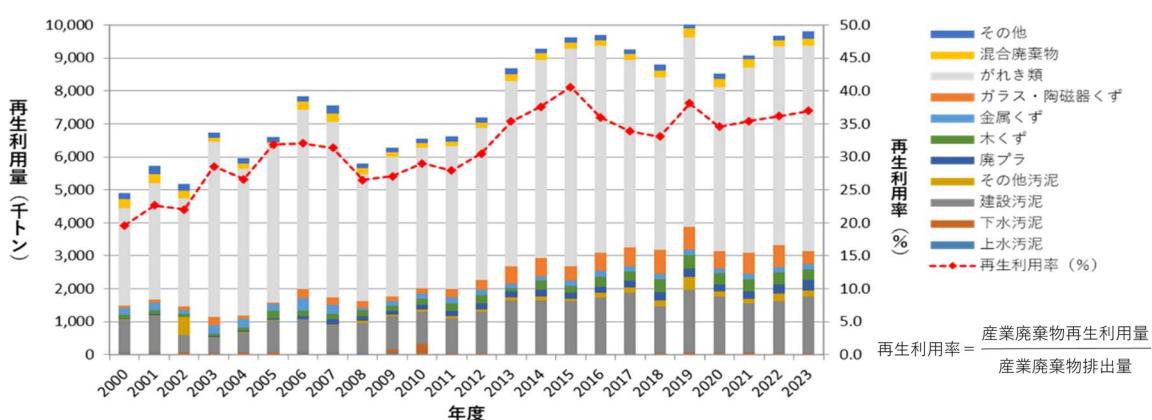


■ 産業廃棄物再生利用量

都内の2023（令和5）年度における産業廃棄物再生利用量は約980万トンとなっており、コロナ影響の色濃い2020（令和2）年度を除き、近年、再生利用量全体は横ばい傾向で推移している。

種類別では、建設副産物のリサイクル施策やグリーン購入の推進等により、建設工事により排出されるがれき類、建設汚泥などの建設廃棄物の再生利用量が多くなっているが、建設廃棄物の再生利用については、十分に再資源化がなされている一方で、道路等の需要の減少により再生砕石の滞留リスクが顕在化するなど、再生材の利用が進んでいない実態があることに留意が必要である。

都内産業廃棄物の再生利用量等の推移

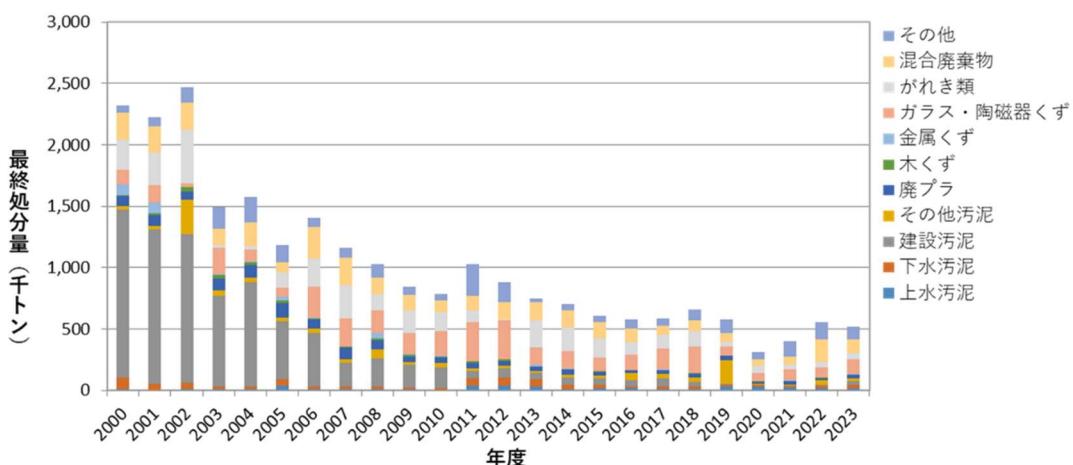


■ 産業廃棄物最終処分量

都内の2023（令和5）年度における産業廃棄物最終処分量は約52万トンとなっており、コロナ影響による増減はあるものの、総じて減少傾向で推移している。

種類別では、過年度でみるとトンネル掘削工事や建築くい打ち工事等で排出される建設汚泥の削減が著しく、近年では混合廃棄物やガラス・陶磁器くずの割合が大きくなっている。

都内産業廃棄物の種類別最終処分量の推移

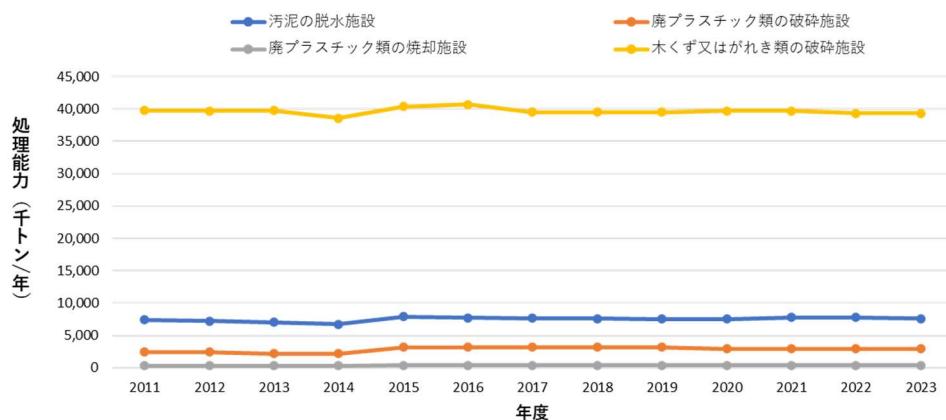


1 ■ 産業廃棄物の処理体制

2 廃棄物処理法上、産業廃棄物の処理責任は排出事業者に課されており、排出事業者はその多
3 くを民間処理業者に委託している。都内の産業廃棄物処理能力はいずれの施設種別も横ばい傾
4 向にある。

5 都は都内処理の質・量の向上に向け、スーパーイコタウン事業をはじめとする各種取組を展
6 開しており、産業廃棄物処理は他県の施策動向とも関わる政策的な課題であるが、資源循環の
7 更なる進展を図るためにも、都内における産業廃棄物処理の一層の高度化を進めていく必要が
8 ある。

9 民間処理業者が設置する都内産業廃棄物処理施設処理能力の推移



2 都内廃棄物の将来推計

■ 将来推計シナリオ

都内から排出される一般廃棄物・産業廃棄物について、2035（令和17）年度までの排出量、再生利用量（率）、最終処分量を以下の3つのシナリオに基づき推計した。

なお、第3章では、基本対策シナリオ及び対策強化シナリオをまとめて「施策効果一覧」として記載している。

● ベースシナリオ

直近の排出・処理実績をもとに、各種別の特性を踏まえつつ将来人口、実質GDP成長率から後年度の推移を試算した場合を「ベースシナリオ」とし、将来推計を実施した。

具体的には、一般廃棄物は、直近実績を排出区分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等）、排出形態別（生活系、事業系）、地域別（区部、多摩地域、島しょ地域）に、産業廃棄物は、直近実績を業態別（製造業、建設業、上下水道業、その他産業）等に、それぞれ分類し、分類した実績をもとに、都民生活と関連の深い廃棄物項目は都の人口推計を、経済活動と関連の深い廃棄物項目は実質GDP成長率を用いることなどにより、「ベースシナリオ」の後年度推計を実施した。

● 基本対策シナリオ

ベースシナリオをもとに、プラスチック削減プログラムや東京都食品ロス削減推進計画など、都の既往計画等で掲げる以下の施策効果（主として2030年目標）を盛り込み、「基本対策シナリオ」として後年度推計を実施した。

なお、「2050 東京戦略」で掲げる2035（令和17）年度に向けた各種施策目標については、「対策強化シナリオ」に盛り込むこととした。

基本対策シナリオで盛り込む各種施策・取組目標

計画等	目標	反映事項
プラスチック削減プログラム	家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却削減 (2030年に2017年度比40%削減)	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物・産業廃棄物排出量 一般廃棄物・産業廃棄物再生利用量
東京都食品ロス削減推進計画	食品ロス削減 (2030年に2000年度比半減)	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物排出量 (2030年目標達成済みのため、2022年実績据え置き)
東京二十三区清掃一部事務組合 「一般廃棄物処理基本計画（第5次）」	焼却灰等の資源化 (2034年に焼却灰の53%を資源化)	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物再生利用量 一般廃棄物最終処分量

● 対策強化シナリオ

ベース・基本対策シナリオをもとに、当計画に基づき今後強化・加速を図る取組の施策効果等を勘案し、「対策強化シナリオ」として後年度推計を実施した。対策強化シナリオに盛り込む施策効果等は、「2050 東京戦略」で掲げる 2035（令和 17）年度に向けた各施策目標や、これまでの審議結果を踏まえ将来推計全体への反映が可能な項目など、下表の 7 項目とした。

対策強化シナリオで盛り込む各種施策・取組目標

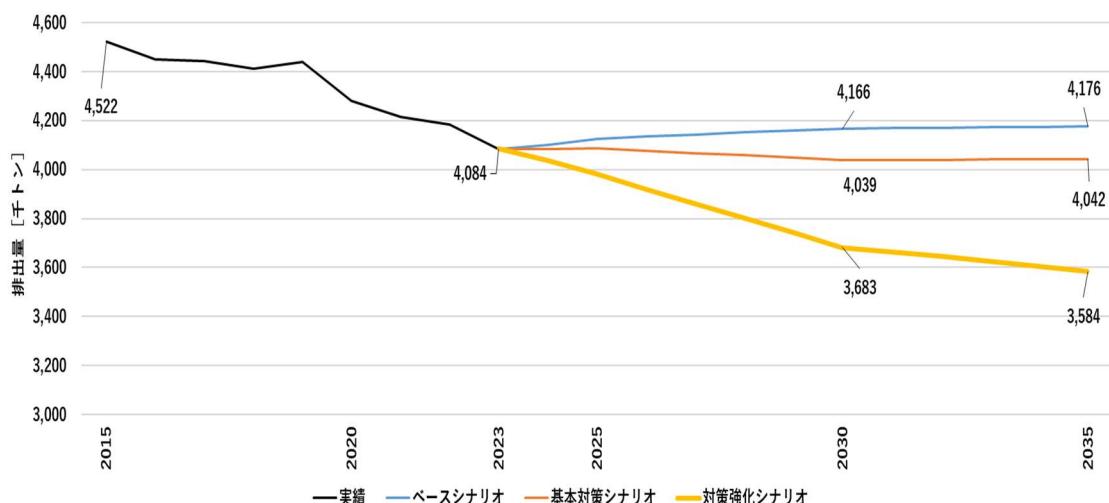
項目	施策効果	反映事項	備考
家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却削減	2035年に2017年度比50%削減	■ 一廃・産廃排出量 ■ 一廃・産廃再生利用量	2050東京戦略にて設定
食品ロス削減	2030年に2000年度比60%削減、2035年に2000年度比65%削減	■ 一廃排出量	2050東京戦略にて設定
バイオマス廃棄物の資源循環促進	2030年に可燃ごみ中のバイオマス廃棄物排出量10%削減、 2030年に可燃ごみ中のバイオマス廃棄物再生利用量10%増加	■ 一廃排出量 ■ 一廃再生利用量	削減割合は業界推計等を基に設定、 増割合は他県実績を基に設定
リユース等の促進	2030年に不燃・粗大ごみの5%がリユース等に転換	■ 一廃排出量	転換割合は先行事例より設定
家庭ごみ対策の強化	2035年に可燃ごみ排出量10%削減	■ 一廃排出量	削減割合は先行事例より設定
事業系ごみ対策の強化	2030年に持込ごみ排出量10%削減	■ 一廃排出量	削減割合は先行事例より設定
建設廃棄物対策の強化	2030年に、建設廃棄物の再生利用量が20万トン増加	■ 産廃再生利用量	増加量は国モニタリング調査を基に設定

■ 一般廃棄物排出量の推計結果

都内的一般廃棄物に係る将来排出量は、ベースシナリオでは、人口増減等に伴い排出量が増減し、2030（令和 12）年度 417 万トン、2035（令和 17）年度 418 万トンになると推計された。

一方で、基本対策シナリオでは、プラスチック焼却量及び食品ロスの削減により減少傾向となり、2030（令和 12）年度、2035（令和 17）年度とも 404 万トンになると見込まれた。また、対策強化シナリオでは、プラスチック対策や食品ロス対策をはじめとする重点対策分野の施策進展や、家庭ごみ対策の強化などにより減少傾向が加速し、2030（令和 12）年度に 368 万トン、2035（令和 17）年度に 358 万トンになると見込まれた。

一般廃棄物排出量の推計結果

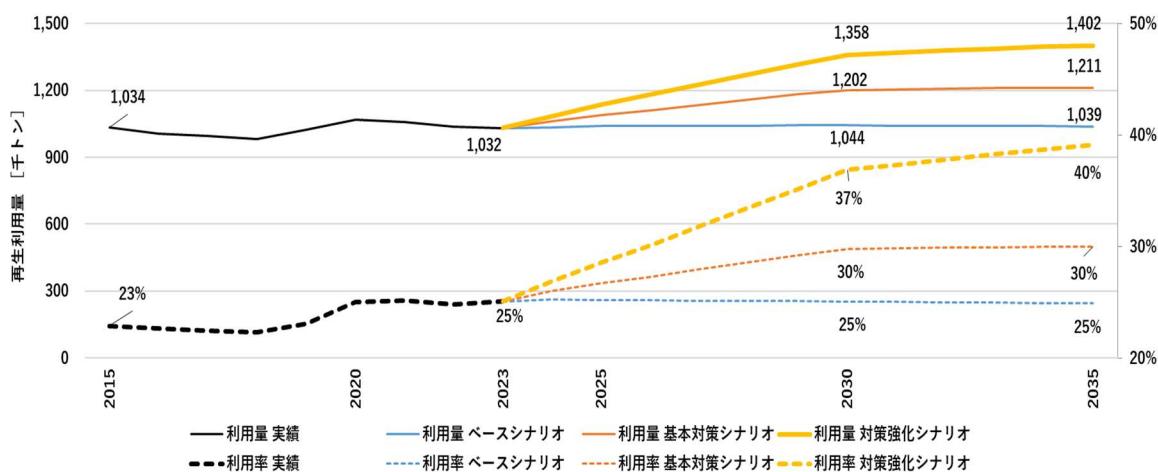


■ 一般廃棄物再生利用量（率）の推計結果

都内的一般廃棄物に係る将来再生利用量（率）は、ベースシナリオでは、人口増減等に伴い再生利用量が増減し、2030（令和12）年度、2035（令和17）年度とも104万トン（25%）になると推計された。

一方で、基本対策シナリオでは、プラスチック及び焼却灰等の資源化で増加傾向となり、2030（令和12）年度120万トン（30%）、2035（令和17）年度121万トン（30%）になると見込まれた。また、対策強化シナリオでは、プラスチック対策や食品ロス対策をはじめとする重点対策分野の施策進展や、分母側である一般廃棄物排出量の削減により量・率とも増加傾向となり、2030（令和12）年度136万トン（37%）、2035（令和17）年度140万トン（40%）になると見込まれた。

一般廃棄物再生利用量（率）の推計結果

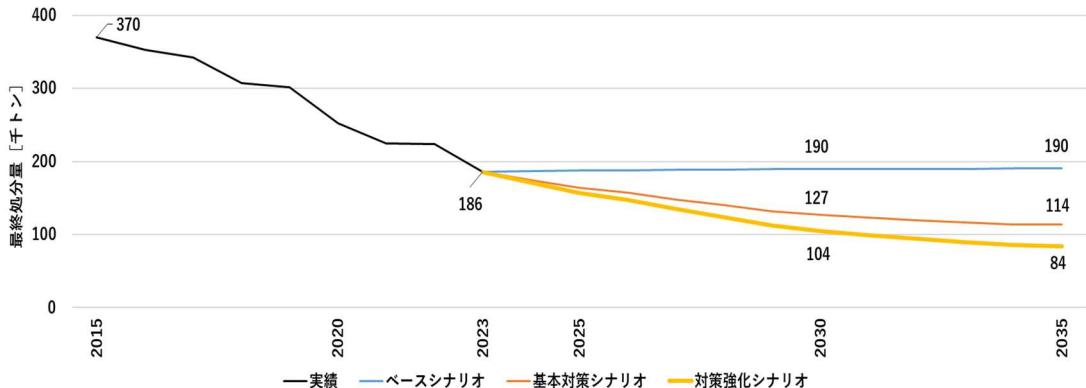


■ 一般廃棄物最終処分量の推計結果

都内的一般廃棄物に係る将来最終処分量は、ベースシナリオでは概ね横ばいで推移し、2030（令和12）年度、2035（令和17）年度とも19.0万トンになると推計された。

一方で、基本対策シナリオでは、焼却灰等の資源化により減少傾向となり、2030（令和12）年度12.7万トン、2035（令和17）年度11.4万トンになると見込まれた。また、対策強化シナリオでは、排出量削減及び再生利用量の増加により減少傾向が加速し、2030（令和12）年度10.4万トン、2035（令和17）年度8.4万トンになると見込まれた。

一般廃棄物最終処分量の推計結果

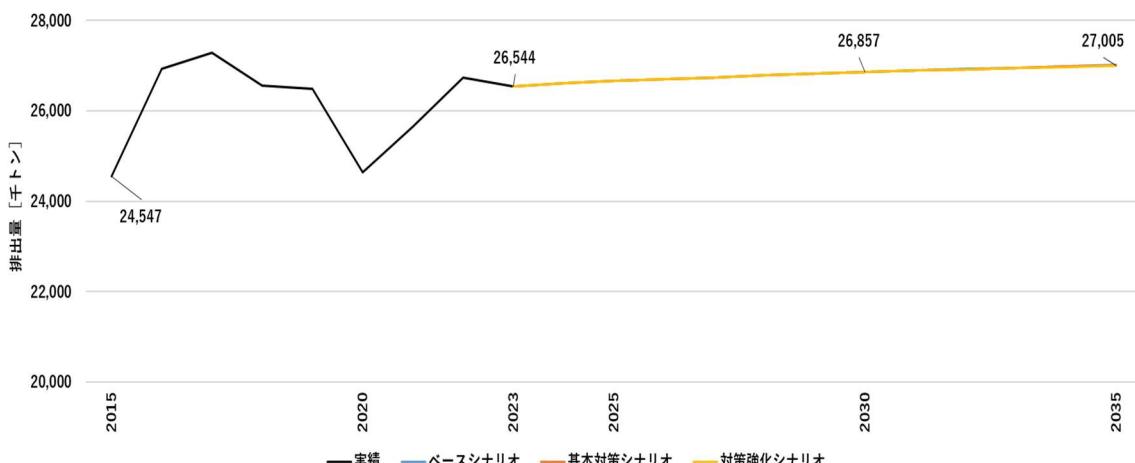


■ 産業廃棄物排出量の推計結果

都内の産業廃棄物に係る将来排出量は、ベースシナリオでは、実質GDP成長率の増加等に伴い微増で推移し、2030（令和12）年度26,863千トン、2035（令和17）年度27,012千トンになると推計された。

一方で、基本対策シナリオでは、プラスチック焼却削減効果による排出削減は微量にとどまり、2030（令和12）年度26,860千トン、2035（令和17）年度27,009千トンになると見込まれた。また、対策強化シナリオでは、プラスチック対策の進展により2030（令和12）年度26,857千トン、2035（令和17）年度27,005千トンになると見込まれた。

産業廃棄物排出量の推計結果

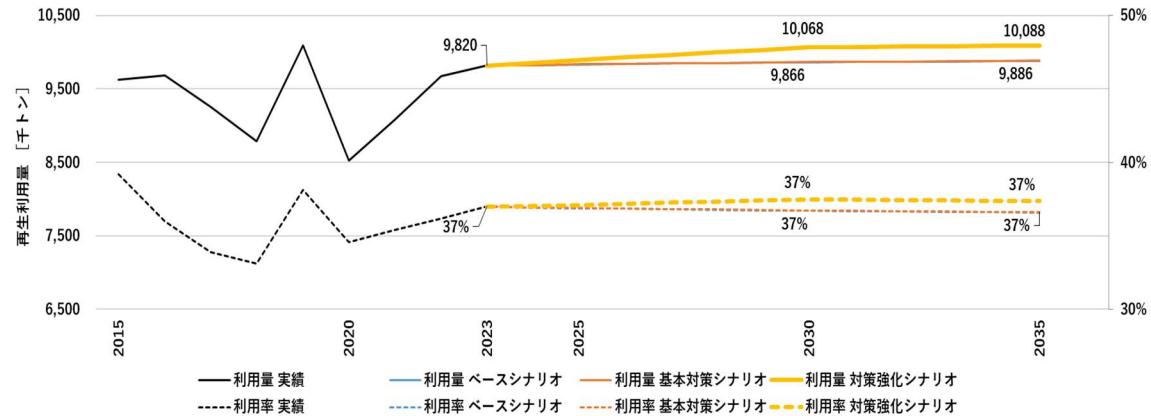


■ 産業廃棄物再生利用量（率）の推計結果

都内の産業廃棄物に係る将来再生利用量（率）は、ベースシナリオでは、排出量と同様に微増で推移し、2030（令和12）年度986万トン（37%）、2035（令和17）年度988万トン（37%）になると推計された。

一方で、基本対策シナリオでは、プラスチックの再資源化による再生利用量増加は微量にとどまり、2030（令和12）年度987万トン（37%）、2035（令和17）年度989万トン（37%）になると見込まれた。また、対策強化シナリオでは、建設リサイクルの進展により、2030（令和12）年度1,007万トン（37%）、2035（令和17）年度1,009万トン（37%）になると見込まれた。

産業廃棄物再生利用量（率）の推計結果

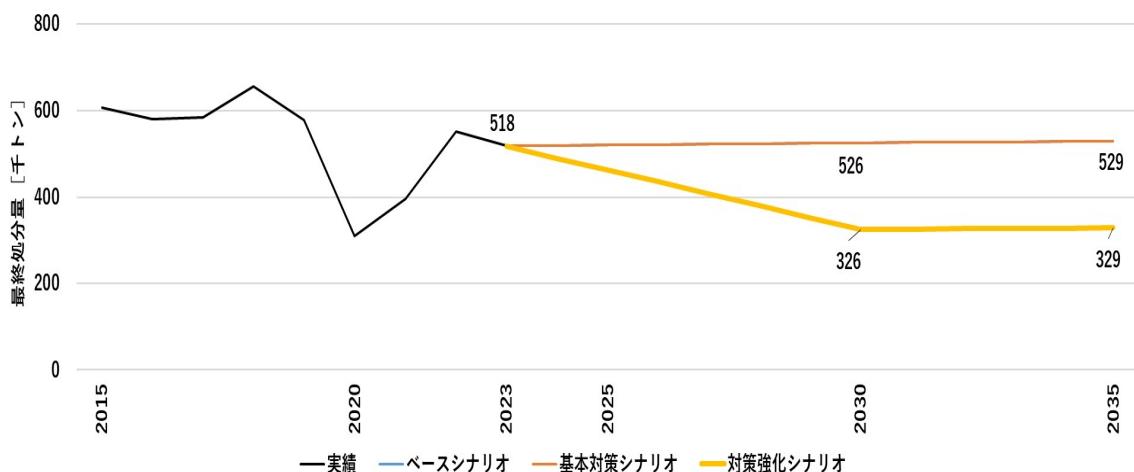


産業廃棄物最終処分量の推計結果

都内の産業廃棄物に係る将来最終処分量は、ベースシナリオでは、排出量と同様に微増で推移し、2030（令和12）年度52.6万トン、2035（令和17）年度52.9万トンになると推計された。また、基本対策シナリオでは、ベースシナリオとの差異は見られなかった。

一方で、対策強化シナリオでは、建設リサイクルの進展により最終処分量が低減し、2030（令和12）年度32.6万トン、2035（令和17）年度32.9万トンになると見込まれた。

産業廃棄物最終処分量の推計結果



都内廃棄物の将来推計結果まとめ

以上を踏まえた都内廃棄物の将来推計結果は、下表のとおりである。

都内廃棄物の将来推計結果のまとめ

区分		2023年度 (実績)	2030年度 (推計)			2035年度 (推計)		
			ベース シナリオ	基本対策 シナリオ	対策強化 シナリオ	ベース シナリオ	基本対策 シナリオ	対策強化 シナリオ
一般廃棄物	排出量	408万トン	417万トン	404万トン	368万トン	418万トン	404万トン	358万トン
	再生利用量 (率)	103万トン (25%)	104万トン (25%)	120万トン (30%)	136万トン (37%)	104万トン (25%)	121万トン (30%)	140万トン (40%)
	最終処分量	18.6万トン	19.0万トン	12.7万トン	10.4万トン	19.0万トン	11.4万トン	8.4万トン
産業廃棄物	排出量	2,654万トン	2,686万トン	2,686万トン	2,686万トン	2,701万トン	2,701万トン	2,701万トン
	再生利用量 (率)	982万トン (37%)	986万トン (37%)	987万トン (37%)	1,007万トン (37%)	988万トン (37%)	989万トン (37%)	1,009万トン (37%)
	最終処分量	51.8万トン	52.6万トン	52.6万トン	32.6万トン	52.9万トン	52.9万トン	32.9万トン
最終処分量合計 (率)		70.4万トン (2%)	71.6万トン (2%)	65.3万トン (2%)	43.0万トン (1%)	71.9万トン (2%)	64.3万トン (2%)	41.3万トン (1%)

3 東京のマテリアルフロー

■ 概要

持続可能な資源利用の実現に向け、資源の採掘から使用・消費・廃棄に至るまでの資源の利用状況を定量的に示すため、東京におけるマテリアルフロー（以下「東京マテリアルフロー」という。）を経年にわたり作成した。

また、東京における資源効率性等の状況を概括的に把握するため、資源生産性や循環利用率などの資源循環指標についても推計を実施した。

■ 作成方法

東京マテリアルフローの作成に当たり、東京への資源流入（入口側）と東京からの資源流出（出口側）の状況を表すため、まず、下表のとおり物質の類型化を実施した。

次に、我が国の各種統計等から都に関係するデータを取得した。ただし、都の単独データが存在しない場合は、原単位法により都の活動量を対象物質に係る原単位に乗じて推計することとし、原単位法による推計も難しい場合には、全国データを活動量に関連するデータ等で按分し、推計を実施した。

物質類型の定義

断面	類型	定義
入口	都内資源	都内で採取される資源
	移入品	他県から都内に移入する資源・製品
	輸入品	都内の税関を経由して輸入される資源・製品
出口	移出品	都内から他県へ移出する資源・製品
	輸出	都内の税関を経由して輸出される資源・製品
	エネルギー消費	化石資源がエネルギーとして利用され、排ガスや排水となったもの

断面	類型	定義
出口	廃棄物等発生	
	減量化等	廃棄物を処理する目的で中間処理により減量化したもの（廃棄物を廃棄物発電付き施設で燃焼して減量化された分は、エネルギー消費ではなくこの項目に含む）
	最終処分	直接または中間処理後に埋立処分された廃棄物
	循環利用	再生利用するもの

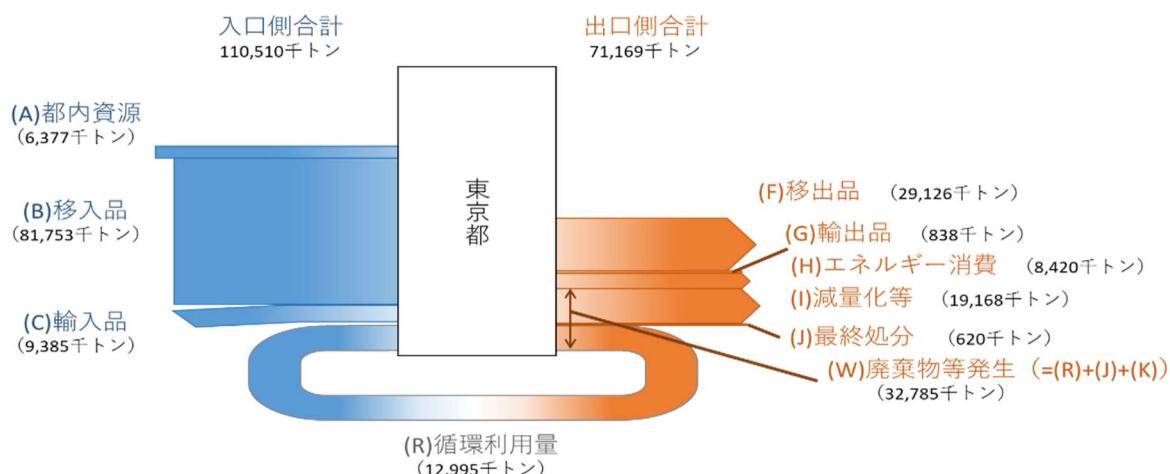
■ 推計結果

既存統計を基に作成可能な最新年度である2021（令和3）年度の東京マテリアルフローの推計結果を以下に示す。

なお、国が作成しているマテリアルフローでは、蓄積純増や消費等を計上することで、マテリアルフローの入口と出口の物量を一致させている。しかし、今回作成した東京マテリアルフローでは、資源効率性を把握する観点から、資源の循環状況を把握することを目的としており、蓄積純増やエネルギー消費以外の消費を考慮していないことから、入口及び出口の物量が一致していないことに留意する必要がある。

1

東京マテリアルフローの推計（2021（令和3）年度）



2

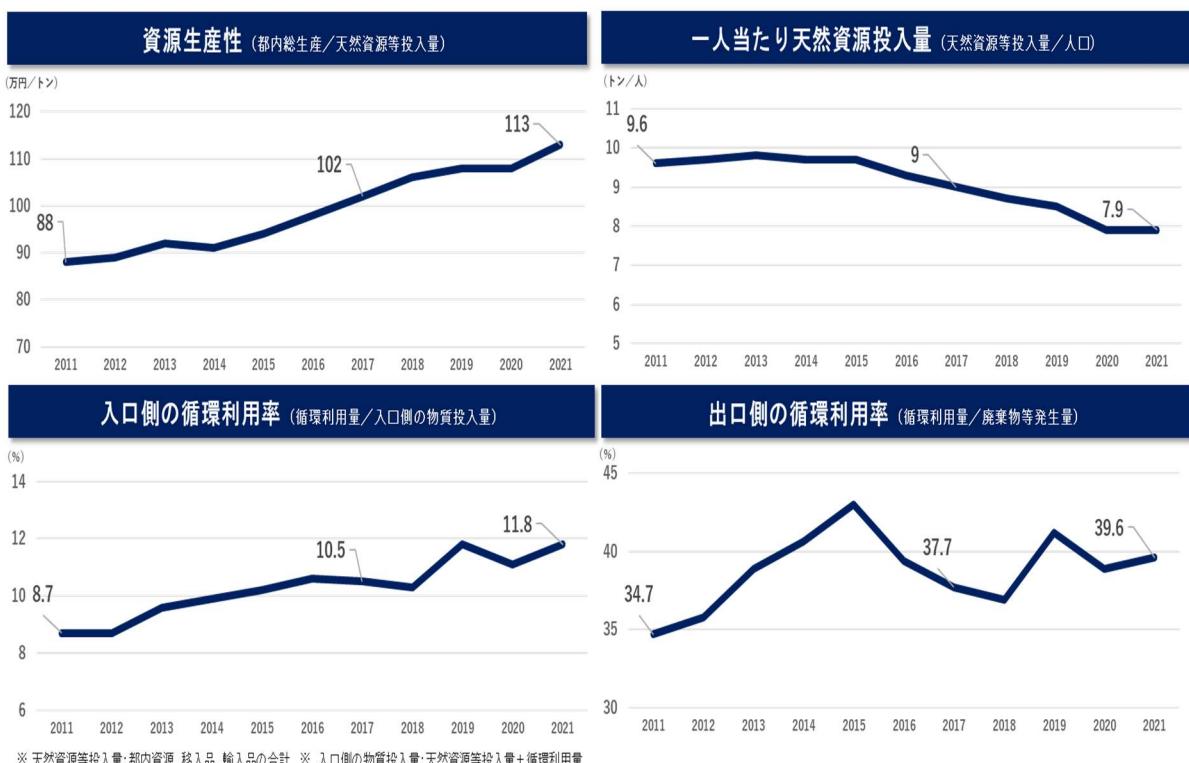
■ 資源循環指標の経年推移

次に、2011（平成23）年度から2021（令和3）年度にかけての資源循環指標の経年推移は以下のとおりである。

各資源循環指標とも、中期的に概ね向上傾向を見せており、引き続き各施策の強化・進展を図ることにより、東京における一層の資源循環を促進していくべきである。

7

資源循環指標の経年推移



8

9

10

1 4 当計画で設定する指標の現況等

2 第3章で示した各指標（計画目標及びマテリアルフロー関係を除く）に係る現況等は以下の
3 とおりである。

4 なお、各数値はいずれも都調べであり、今後の施策検討及び調査分析の過程で変動可能性が
5 ある。

6 当計画で設定する指標の現況等



全てのリチウムイオン電池・内蔵製品を回収する自治体数

(自治体)

40

30

20

10

2022

2023

2024

※ 2025年4月環境省通知で示された「(並搭・破損した電池も含む)全てのリチウムイオン電池・内蔵製品」を分別収集(収集所・戸別)する自治体

全てのリチウムイオン電池・内蔵製品を回収する自治体数

業界団体等によるリチウムイオン電池等の回収状況

合同処理マニュアル策定率

業界団体等と連携し、都内における
リチウムイオン電池等の回収状況に
関する調査を今後継続的に実施

2024年度: 33.3%
(3地区/9地区)

18

29

18

29

2022

2023

2024

※ 2025年4月環境省通知で示された「(並搭・破損した電池も含む)全てのリチウムイオン電池・内蔵製品」を分別収集(収集所・戸別)する自治体

18

29

18

29

2022

2023

2024

※ 2025年4月環境省通知で示された「(並搭・破損した電池も含む)全てのリチウムイオン電池・内蔵製品」を分別収集(収集所・戸別)する自治体

都民1人1日当たりごみ排出量

都民1人1日当たりごみ焼却量

(g/人日)

1000

950

900

850

800

750

700

650

600

550

500

450

400

350

300

250

200

150

100

50

0

2014

2015

2016

2017

2018

2019

2020

2021

2022

2023

(g/人日)

800

750

700

650

600

550

500

450

400

350

300

250

200

150

100

50

0

2014

2015

2016

2017

2018

2019

2020

2021

2022

2023

931

795

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

2014

2023

931

795

1 5 計画策定の根拠

2 当計画は、廃棄物処理法の規定に基づき策定している。

3

4 (都道府県廃棄物処理計画)

5 第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量そ
6 の他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければなら
7 ない。

8 2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄
9 物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

10 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み

11 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

12 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

13 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

14 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

15 3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、
16 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の
17 合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

18 4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表
19 するよう努めなければならない。

20